

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H29年 4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	養護相談	保健相談	非行相談	育成相談	その他	合計
平成 28 年度	13	0	0	0	3	16
平成 29 年度	10	0	0	3	0	13
平成 30 年度	14	0	0	0	0	14

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

- ・家庭教育支援チームを配置し、学期に 1 回、訪問対象家庭(令和元年度は 5 歳児(年長児)から小学 5 年生)を全戸訪問し、支援が必要な家庭の早期発見に努めている。
- ・学校にて実施する学校版スクリーニングと拠点にて実施する福祉版スクリーニングを突合した突合版スクリーニングにより、支援が必要な子どもや家庭を早期発見する仕組みづくりに努めている。

②相談対応

- ・相談窓口をワンストップ化（一本化）し、相談対応を行っている。
- ・家庭教育支援チームを配置し、学期に 1 回、訪問対象家庭(令和元年度は 5 歳児(年長児)から小学 5 年生)を全戸訪問し、相談を受けた時は、地域と学校、行政をつなぐ橋渡し役として活動している。
- ・一般子育てに関する相談から養育困難な家庭、虐待に関する相談など、妊娠期から子育て全般に関する相談に対応している。

③総合調整

- ・子どもの未来応援センター担当者連絡会議（出席者：福祉課（要保護児童対策調整機関担当・児童福祉担当・家庭教育専門員）母子保健担当課、子育て支援センター）を月 1 回開催し、新規ケースや対応困難ケースについて情報共有し、虐待の未然防止に努めている。
- ・要対協事務局として、関係機関からの情報を集約、アセスメントし、個別ケース検討会議の開催や直接的な対応を実施。必要な機関へのつなぎなどを行っている。

④調査、支援及び指導等

- ・大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～を活用し、子ども家庭センターの助言を得ながらケース対応を行っている。
- ・子どもや保護者と信頼関係のある学校や民生委員に見守りを依頼するなど、関係機関と連携しながら継続的に支援を行っている。

⑤他関係機関との連携

- ・福祉と教育、学校等がつながる仕組みづくりとして各事業に関連する会議体を全体レベルと現場レベルの 2 層に整理し、連携を図っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う「子どもの未来応援センター」を設置し、相談窓口を一本化。妊娠期から学齢期にわたり切れ目ない支援を行っている。	⇒	支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う「子どもの未来応援センター」を設置し、相談窓口を一本化。妊娠期から学齢期にわたり切れ目ない支援を行っている。 人材の確保が課題。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～に基づいて、児童相談所と情報の共有・協議を行っている。 学期に1回の要対協実務者会議で児童相談所や町が対応したケースについて情報共有を行っている。	⇒	大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～に基づいて、児童相談所と情報の共有・協議を行っている。 学期に1回の要対協実務者会議で児童相談所や町が対応したケースについて情報共有を行っている。 児童相談所の担当者が不在であることが多く、スムーズに連絡がとれないことが課題。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
支援拠点が要保護児童対策調整機関を担っている。	⇒	支援拠点が要保護児童対策調整機関を担っている。 人材の確保が課題。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名(内非常勤 名) 心理担当支援員： 名(内非常勤 名) 虐待対応専門員： 名(内非常勤 名) その他事務職員等： 名(内非常勤 名)	⇒	子ども家庭支援員：2名(内非常勤 名) 心理担当支援員： 名(内非常勤 名) 虐待対応専門員： 名(内非常勤 名) その他事務職員等： 名(内非常勤 名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

(相談室)



(親子交流スペース)



(事務室)

4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・ 支援拠点設置に伴い、会議体の位置づけを明確に整理したことで、連携がさらに進むようになった。
- ・ 担当者レベルの定期的な会議を設けることで、多面的に家族を見れるようになった。
- ・ 多職種の視点でアセスメント・プランニングができるようになった。
- ・ 気になるケースを早期発見し、早期支援につなぐことができるようになった。
- ・ 教育と福祉の連携の仕組みづくりにより、個別支援からファミリー支援になった。

# 熊取町

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：17.24 km<sup>2</sup>

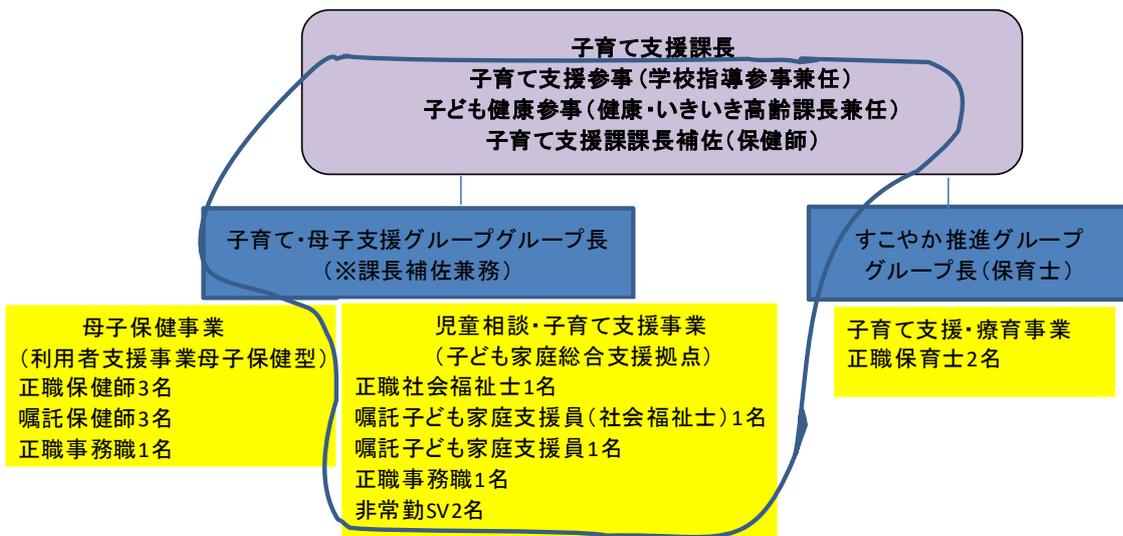
③ 人口：43,685 人（H31年4月現在）

④ 児童数：7,379 人（H31年4月現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模 A 型

## 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

### 子育て支援課組織図



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	児童虐待相談	その他の相談
H28	77	406
H29	48	449
H30	86	519

（福祉行政報告例より）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・支援拠点が、要保護児童対策地域協議会事務局を担う。
- ・①において、組織的に同課・同施設・同事務室に配属されており、乳幼児期から学齢期までの情報収集が比較的スムーズである。
- ・①②③において、要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、詳細な情報収集とアセスメントを行うよう心がけている。医療機関との連携においては、できるだけ出向いて情報共有している。
- ・④⑤において、発達支援を要する場合、「きずなシート」という名称のシートを保護者と保育士と保健師とで作成し、乳幼児期の発達や支援経過を就学先へ申し送りしている。
- ・⑤において、日常連携を円滑にし、互いのスキルアップも目的として、「豊かな子どもの育ちネット」を開催し、子育てに関わるあらゆる機関（学校・保育所・幼稚園・NPO等団体・行政・障がい療育機関等）が集まり、研修を受けたりグループワークする取り組みを行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
開設1年前から、同課「子育て支援課」となり、グループとして「母子保健グループ」「子育て支援グループ」となる。（それまでは「健康課（保健センター部門）」と「子ども家庭課（児童福祉部門）」に別れていた。	⇒	同課であり、さらに、同グループ「子育て・母子支援グループ」となる。事務所も同じ、常に連携をとり、対象が乳幼児の場合は、児童相談員と保健師が、ペアで支援を行っている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
要保護児童対策地域協議会実務者会議で、定期的に会議を実施することと併せ、日常的に、情報交換や連絡調整に心がけていた。	⇒	左記と同様の連携と併せ、児童相談所を中心とした管内市町村の連絡会議が管理職級および実務者の2段階で開催され、より重層的に連携をとれるようになった。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
支援拠点が、要保護児童対策地域協議会事務局を担う。要保護児童対策地域協議会で、町内保育所・幼稚園・小中学校・学童を巡回し、現地でモニタリングに係る情報交換を行い、顔の見える関係づくりに努めていた。	⇒	左記と同様

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<p>子ども家庭支援員：4名（内非常勤2名）                      心理担当支援員：0名（内非常勤0名）                      虐待対応専門員：0名（内非常勤0名）                      その他事務職員等：5名（内非常勤2名）※                      下記</p> <p>本町の特徴                      ※印の職員5名中                      ①スーパーバイザー：2名（内非常勤2名）                      ②2名は、健康づくり部門の課長級保健師と、教育委員会部門の課長級指導主事が兼務する体制をとっている</p>	⇒	<p>子ども家庭支援員：4名（内非常勤2名）                      （内訳）専任1＋専任・非常勤2＋兼任・常勤1                      心理担当支援員：0名（内非常勤0名）                      虐待対応専門員：0名（内非常勤0名）                      その他事務職員等：5名※（内非常勤2名）※                      下記</p> <p>本町の特徴                      ※印の職員5名中                      ①スーパーバイザー：2名（内非常勤2名）                      ②2名は、健康づくり部門の課長級保健師と、教育委員会部門の課長級指導主事が兼務する体制をとっている</p>

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

窓口



相談室



事務室



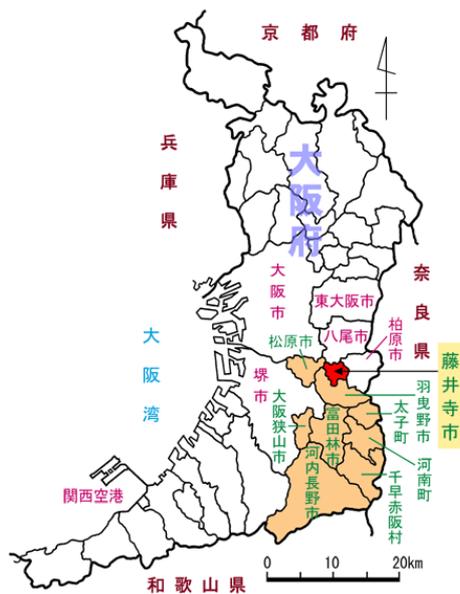
4. 拠点設置の効果及びメリット

・設置以前から、スーパーバイザーを含む人員が配置されており、拠点設置を機に増員等変化があったわけではないので、現在のところ大きなメリットは感じられない。(今までどおりの人員体制で、今までどおりの相談業務を行っている認識である)

藤井寺市

1. 自治体の概要

① 県内地図 (県内の市等の位置)



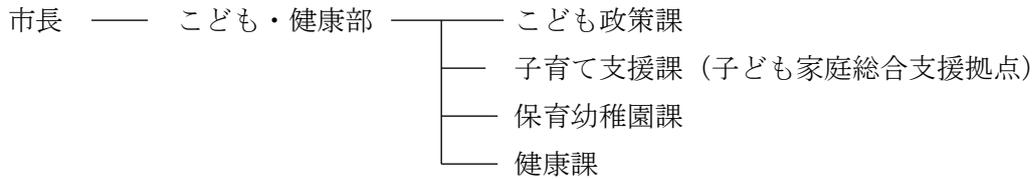
② 面積 : 8.89 km<sup>2</sup>

③ 人口 : 64,102 人 (平成 31 年 4 月現在)

④ 児童数 : 10,709 人 (平成 31 年 4 月現在)

⑤ 類型 (小規模等) : 小規模 B 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成 31 年 4 月】

(5) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度： 養護相談 131 件（うち、児童虐待相談 70 件）  
 平成 29 年度： 養護相談 183 件（うち、児童虐待相談 109 件）  
 平成 30 年度： 養護相談 248 件（うち、児童虐待相談 143 件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 大阪府作成のアセスメントシートを活用し、管理職を交えて組織判断をする。
- ② 地区担当を定めず、相談員でチーム対応をする。
- ③ 要対協会議を活用し、複数機関の視点から進行管理を行う
- ④ ケース会議等で情報収集し指導・支援の見直しを定期的に行う。必要に応じて、児童相談所の指導委託措置も活用する。
- ⑤ 要対協会議で、各構成機関の業務を学ぶ機会をつくり、それぞれの専門性を活かした連携を目指している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

① 子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※ 子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子育て世代包括支援センター未設置 担当課：こども・健康部健康課 ・ 同一組織内（部長が同じ） ・ 同一建物、同一フロアにある ・ 要保護児童等対策地域協議会の事務局機関の一員を担う（月 1 回会議に参加）	⇒	子育て世代包括支援センター未設置 担当課：こども・健康部健康課 ・ 同一組織内（部長が同じ） ・ 同一建物、同一フロアにある ・ 要保護児童等対策地域協議会の事務局機関の一員を担う（月 1 回会議に参加）

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等対策地域協議会の事務局機関の一員を担う（月1回会議に参加）</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等対策地域協議会の事務局機関の一員を担う（月1回会議に参加）</li> </ul>

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援拠点が、要対協調整機関を兼任</li> <li>代表者会議、実務者会議等で機関連携の機会を設ける</li> <li>年1回、機関向けの研修会を実施</li> </ul>

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3名（内非常勤1名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤 名） その他事務職員等：0名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤1名） その他事務職員等：0名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



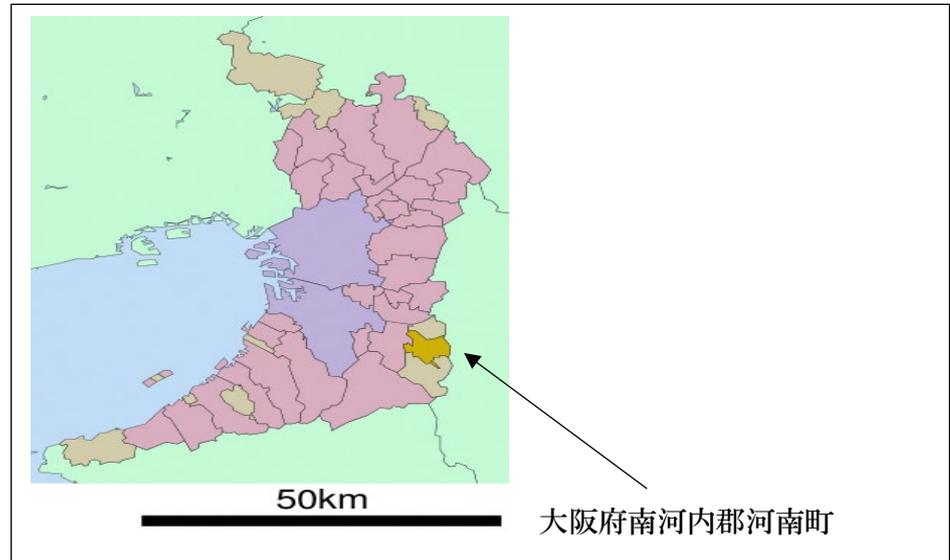
4. 拠点設置の効果及びメリット

平成31年4月設置のため、現時点で効果・メリットを検証できていない。

# 河南町

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：25.26 k m<sup>2</sup>

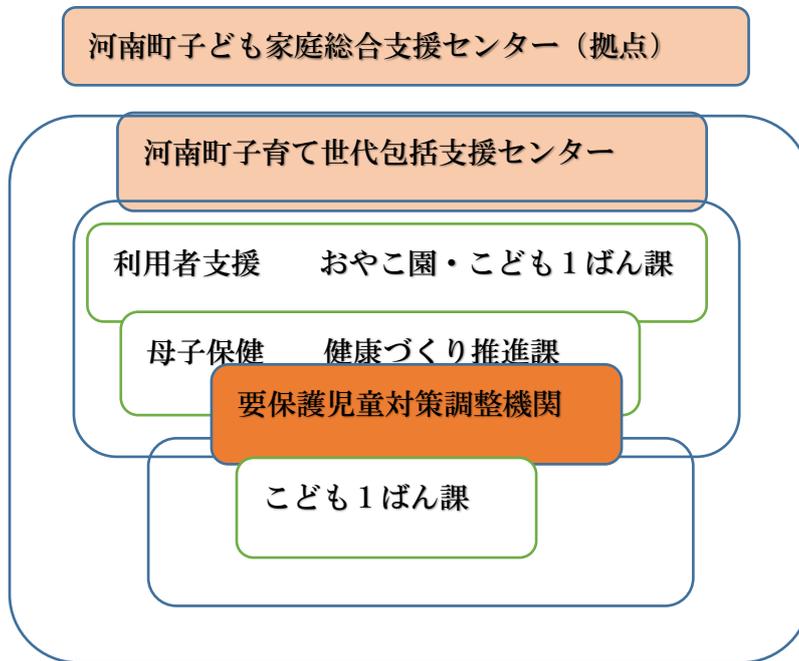
③人口：15,558 人（令和元年 7月31日現在）

④児童数：2,231 人（令和元年 7月31日現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

●河南町子ども家庭総合支援拠点



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 29 年 4 月】

(6) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

H28	養護相談	119 件	虐待相談	69 件
H29	養護相談	114 件	虐待相談	75 件
H30	養護相談	125 件	虐待相談	78 件
計	養護相談	358 件	虐待相談	222 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

相談や通告を受け付け、調査や家庭訪問、情報提供、児童相談所（子ども家庭センター）との連携等、迅速に行うようにしている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
--------	---	----------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進課、保健師等との連携 特定妊婦、乳幼児健診等での情報共有と 支援</li> <li>要対協の連絡会への参加</li> <li>ケース会議</li> </ul>	⇒	同じ <ul style="list-style-type: none"> <li>第2子出産によるショートステイ事業</li> <li>新生児訪問</li> <li>要対協の連絡会</li> </ul>
---	---	--

② 児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭センター <ul style="list-style-type: none"> <li>個々のケース状況等により役割分担、連携を図り、協働して支援を行う。</li> <li>要対協見直し会議や子育てネットワークの部会等で情報交換を行っている。また必要に応じて個別ケース会議を行っている。</li> </ul>	⇒	同じ <ul style="list-style-type: none"> <li>要対協の連絡会</li> <li>ケース会議</li> </ul>

③ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>要対協で要保護、要支援児の早期発見、迅速な支援、情報共有を行う。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>要対協の連絡会</li> <li>ケース会議</li> </ul>

④ 人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名（内非常勤1名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 0名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤 0名） その他事務職員等：0名（内非常勤 0名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤1名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 0名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤 0名） その他事務職員等：0名（内非常勤 0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・今までも協力し合っていたが、より連携が取りやすく、迅速に行えるようになった。

# 兵庫県

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

厚生労働省による令和元年度子ども家庭総合支援拠点に関するアドバイザーの派遣制度を利用し、令和2年2月6日「児童虐待への対応力向上に向けた県・市町合同研修会」にて日本大学危機管理学部 鈴木秀洋准教授を講師としてお招きして、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ、運営等についての講演を実施。

### 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

○ 県内各市町へ子ども家庭総合支援拠点に関するアンケートを実施。アンケートの取りまとめ結果を県内市町に提供して情報共有を行った。

アンケート項目は「設置の有無」「設置時期」「設置規模」「職員配置」「正規・非正規人員」「新規採用の有無」「子育て包括支援センターとの兼ね合い」「要保護児童対策地域協議会との兼ね合い」「（設置市に対して）支援拠点設置に当たっての課題となった点」「（未設置市に対して）支援拠点設置にあたっての課題」。

○ 「1.経過」記載のとおり、研修に日本大学危機管理学部 鈴木准教授を講師としてお招きして、他自治体の事例等も交えながら、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ、運営等に関して講演を実施。実施後、各市町から参考となったとの声が多く聞かれた。

### 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成30年4月現在【6自治体：姫路市、明石市、川西市、養父市、宍粟市、たつの市】

平成31年4月現在【10自治体：姫路市、明石市、西脇市、川西市、小野市、三田市、養父市、宍粟市、たつの市、福崎町】

令和元年10月現在【12自治体：姫路市、尼崎市、明石市、西脇市、三木市、川西市、小野市、三田市、養父市、宍粟市、たつの市、福崎町】

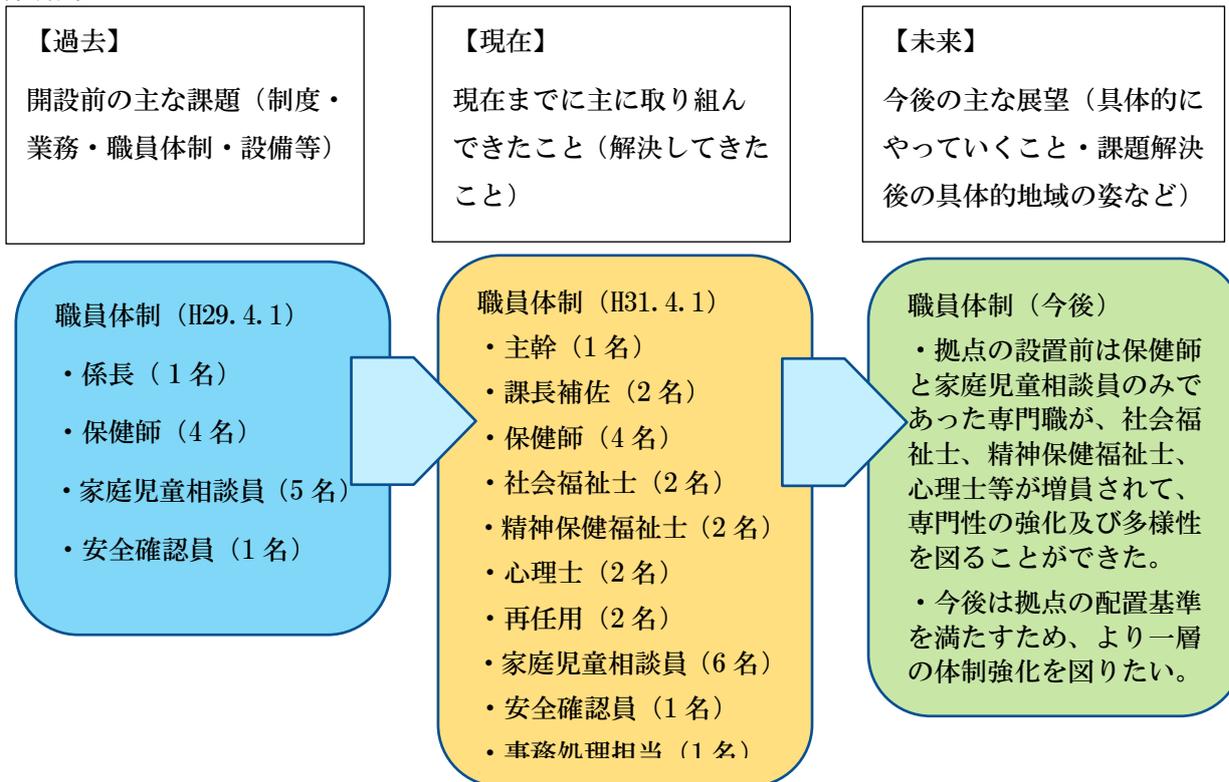
※下線自治体は新設した自治体。

### 4. 県としてのコメント

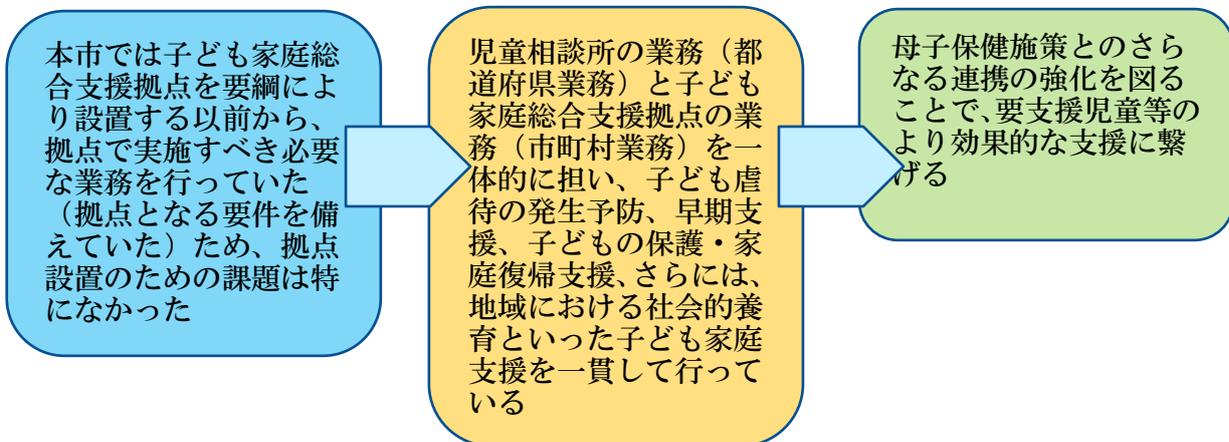
児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日付け児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）により、2022年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する国の方針が決定されたことを受けて、支援拠点を設置していない県内各自治体から県への問い合わせが増加傾向にあった。問い合わせには、個別に対応してきたが、市町向けの研修を実施することにより、支援拠点設置・運営のイメージを持つ事ができたと思われる。今後も支援拠点設置に向けた支援を行っていききたい。

## 2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

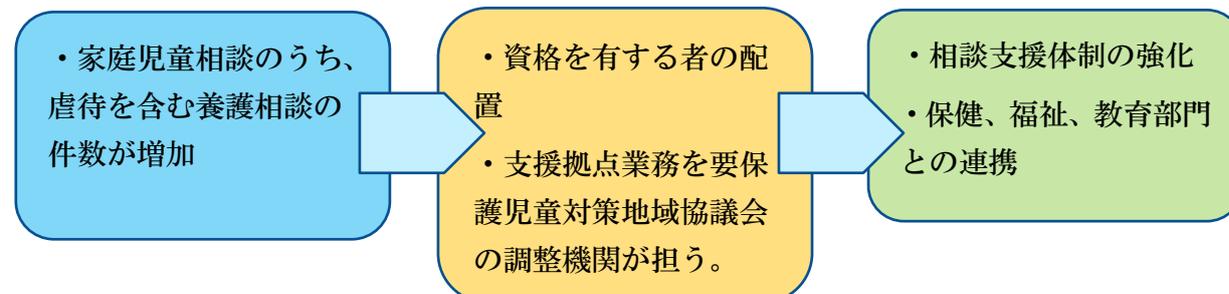
### 1. 姫路市



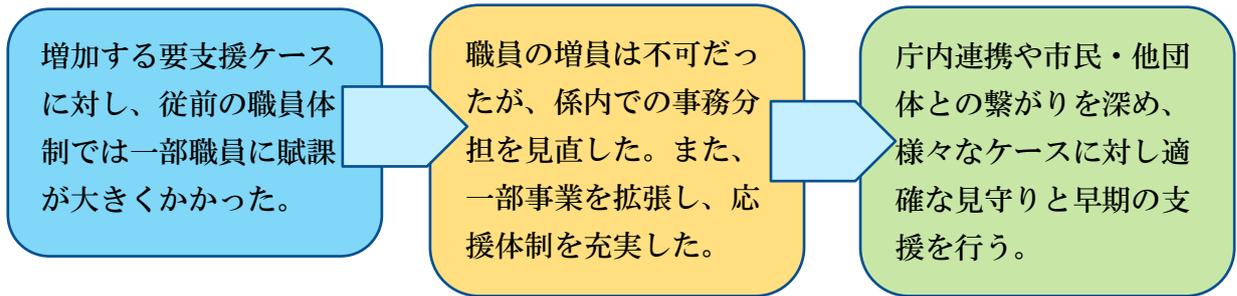
### 2. 明石市



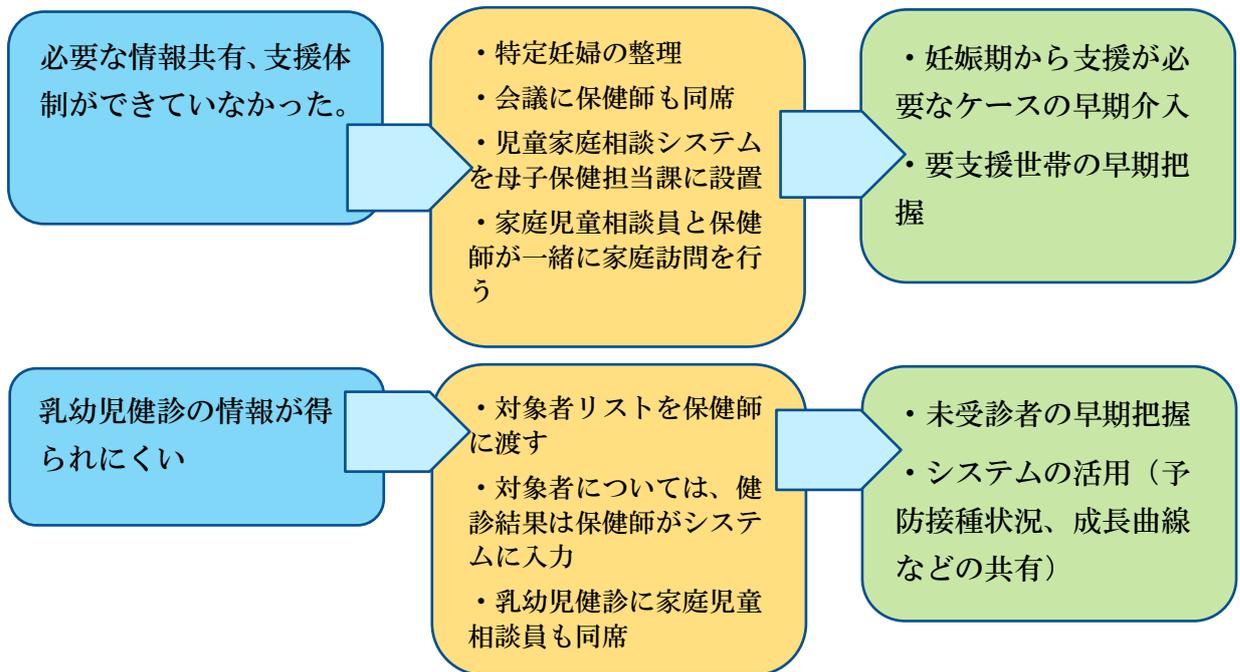
### 3. 西脇市



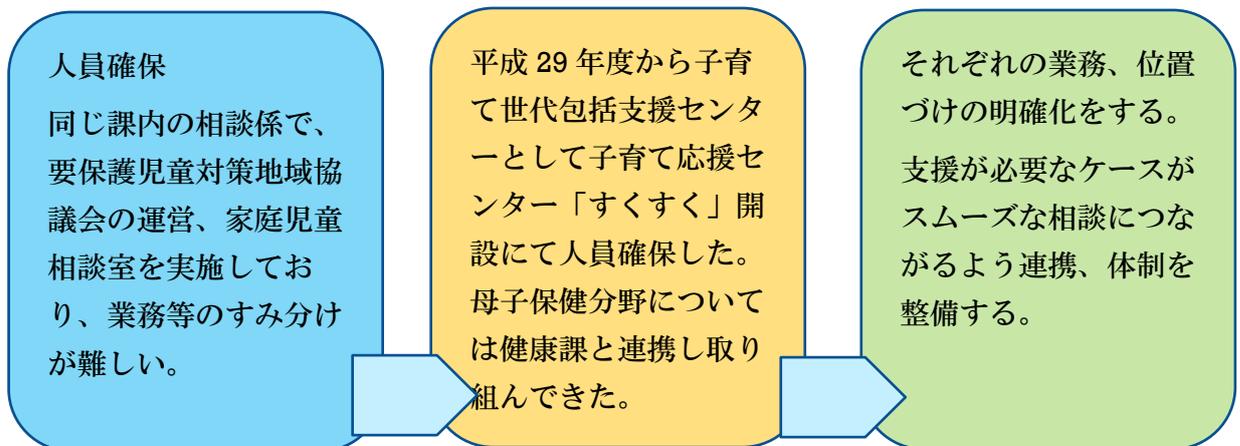
#### 4. 小野市



#### 5. 三田市



#### 6. たつの市



### 第3：紹介自治体の詳細（姫路市、明石市、三田市）

#### 姫路市

##### 1. 自治体の概要

###### ①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：534.35 km<sup>2</sup>

③人口：530,309（平成31年4月現在）

④児童数：88,263（平成31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：大規模

##### 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

健康福祉局→こども育成部→こども家庭総合支援室（拠点機能）

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年：1,170件（内児童虐待相談：426件）

平成29年：1,371件（内児童虐待相談：721件）

平成30年：1,624件（内児童虐待相談：759件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

支援拠点開設で体制強化され人員増となったため、虐待通告初期対応と要保護児童対策地域協議会ケース進行管理の担当者を分けた。虐待通告はタイムリーに対応できるようになり、ケース進行管理もしやすくなった。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
連絡票や電話による情報提供を元に当課主体で判断していた。	⇒	毎月定例の会議を開催し、妊婦及び乳幼児に関する情報・支援方針の共有を行っている。

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
要保護児童対策地域協議会の各会議、特に個別ケース検討会議において、役割分担や情報・支援方針の共有を図っている。また、日常的にアセスメントや技術的助言を求めたり、同行・同席による支援を行っている。	⇒	開設前同様。

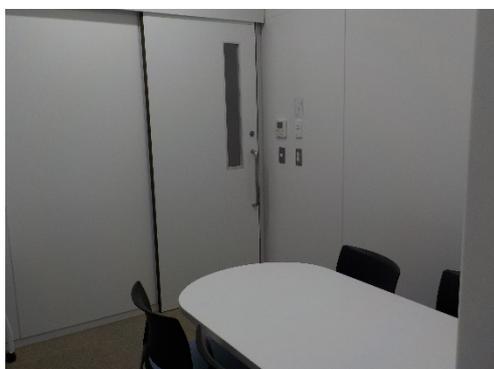
③要保護児童対策地域協議会の活用 【マニュアルP.8参照】

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
代表者会議を年に1回、実務者会議を毎月、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、各関係機関の役割分担、情報・支援方針の共有を行っている。	⇒	毎月の実務者会議に加え、保健センター4か所毎の部会を毎月開催している。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：5名（内非常勤0名） 心理担当支援員：2名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：6名（内非常勤5名） その他事務職員等：2名（内非常勤1名）	⇒	子ども家庭支援員：6名（内非常勤2名） 心理担当支援員：2名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：10名（内非常勤6名） その他事務職員等：2名（内非常勤1名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



相談室



親子交流スペース



事務室

4. 拠点設置の効果及びメリット

配置基準に専門職が指定されているため、本市の場合は、新たに臨床心理士や精神保健福祉士、社会福祉士等の職種が増え、多角的なアセスメントや支援につながっている。

# 明石市

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



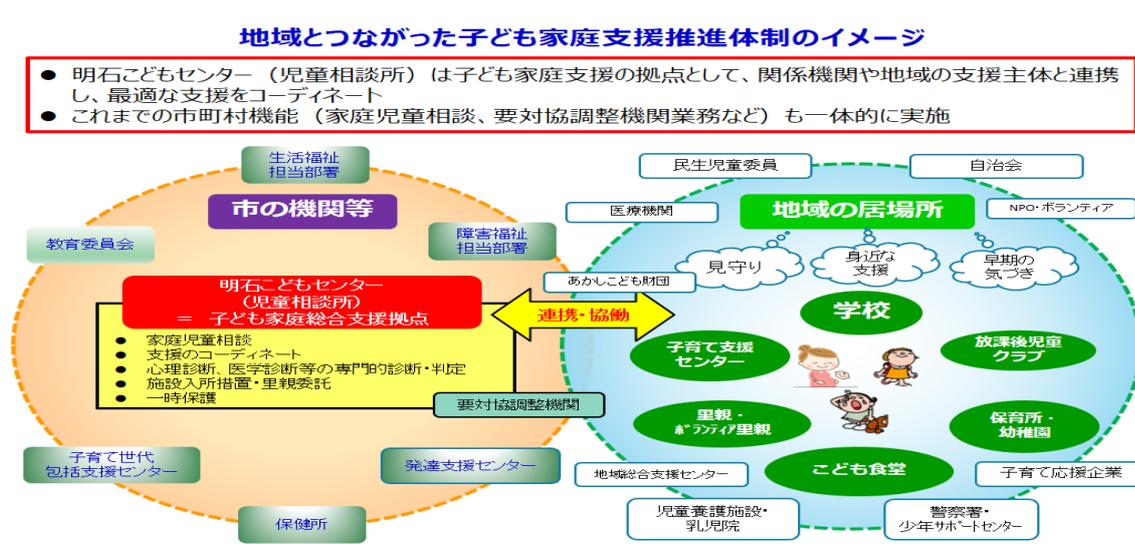
② 面積：49.42 km<sup>2</sup>

③ 人口：298,399人（2019年4月現在）

④ 児童数：52,709人（2019年4月現在）

⑤ 類型（小規模等）：中規模

## 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：2017年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	養護		計
	虐待	その他養護	
平成28年度	203	110	313
平成29年度	234	113	347
平成30年度	382	140	522

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 児童の安全を迅速に確認するため、通告を受けて48時間以内に安全確認を行うことをルールとしている。それと当時に関係部署、児童の所属機関への聴き取りをしながら児童の情報を出来る限り収集していく。
- ② 虐待の内容や原因など、見立てを行う際には担当者の独断ではなく、保護者等との面接で得た情報や児童の所属機関からの情報を元に会議により客観的に行う。
- ③ 関係部署、関係機関と十分に協議をしながら、支援方針を固めていく。
- ④ 支援方針に沿って、訪問等によりさらに児童の状況や家庭状況を調査し、必要な支援・指導を行う。
- ⑤ 児童が所属している学校園等からの情報提供依頼だけでなく、市から学校園へ見守りの依頼を行うなど、関係機関と相互に連携しながら支援を行う。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

① 子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
担当の保健師とは特定妊婦にかかる定期的な連絡会の実施をはじめ、組織上も同一の局内で特に緊密な連携のもと取組んでいた。	⇒	現状も左記と同様である。

② 児童相談所との連携 [マニュアルP.9参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
県の児童相談所が本市にあることもあり、頻繁に本市職員が県の児童相談所に行き、児相ケースワーカーと直接協議等を行いながら連携を図っていた。	⇒	本市に児童相談所が設置され、そこに子ども家庭総合支援拠点機能を含んでいるため、特段児相との連携への取組といえるものはない。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

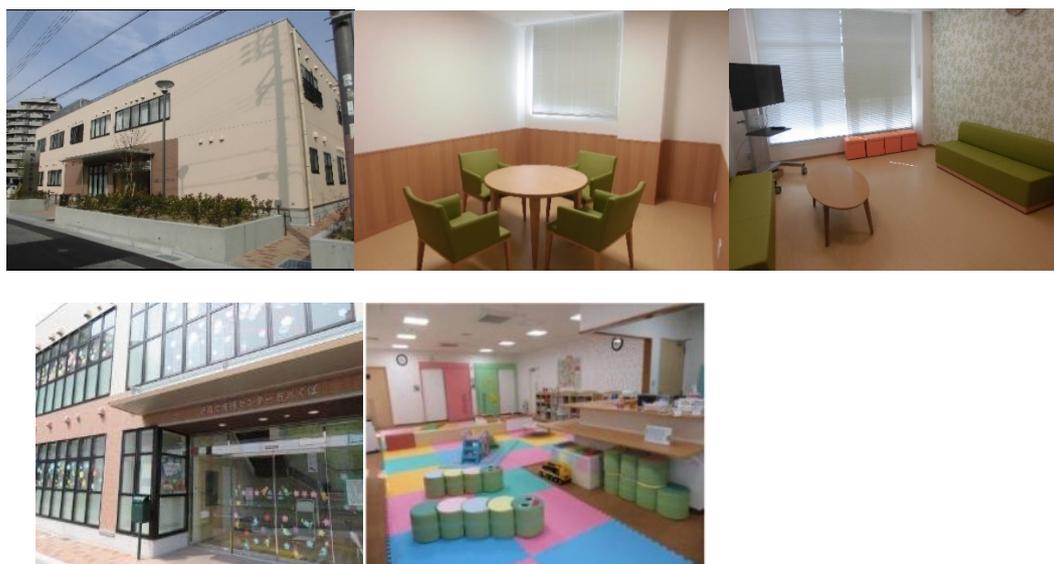
開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
月に1度支援策検討実務者会議として、庁内関係部署および小学校園、保育所、警察等が集まり、児童の情報交換や支援方針の検討を行っていた。	⇒	現状も左記と同様である。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：3名（内非常勤1名） 心理担当支援員：2名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：5名（内非常勤3名） その他事務職員等：1名（内非常勤0名）	⇒	子ども家庭支援員： 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）  ※児童相談所の中に子ども家庭総合支援拠点機能を含み一体的に運用しているため、明確な人数を算出することが難しい。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

以下の明石こどもセンター（児童相談所・子育て支援センター）の写真です。



#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

本市では子ども家庭総合支援拠点を要綱により設置する以前から、拠点で実施すべき必要な業務を行っていた（拠点となる要件を備えていた）ため、拠点設置のための専任職員の採用や特段のハード整備を行っていない。したがって拠点設置前後の効果について特段の変化はない。

### 三田市

#### 1. 自治体の概要

##### ①県内地図（兵庫県内の市等の位置）



②面積：210.32km<sup>2</sup>

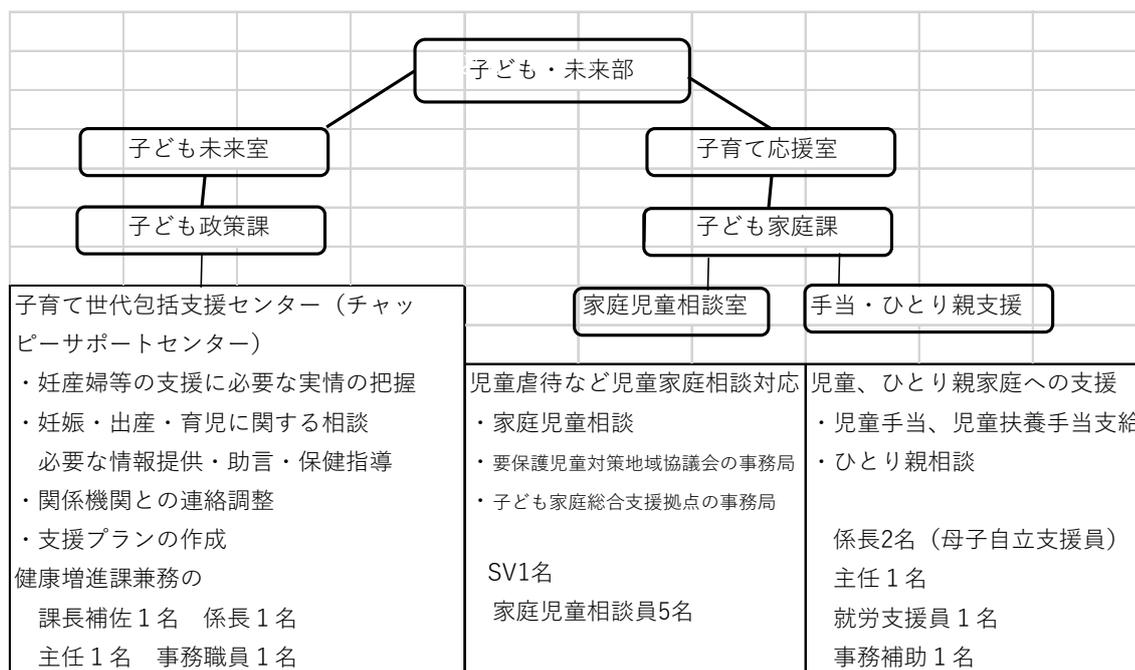
③人口：112,592人（平成31年4月現在）

④児童数：19,063人（平成31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模C型

#### 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

子ども・未来部の中に子ども政策課（子育て世代包括支援センター（チャッピーサポートセンター）と子どもに関する様々な政策の制定）と、子ども家庭課（児童手当、ひとり親家庭支援、家庭児童相談室）がある。



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年9月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

2. 家庭児童相談室相談内容別件数

【相談種別】

区 分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		相談人数	相談回数	相談人数	相談回数	相談人数	相談回数
養護 相談	児童虐待	218	3,320	248	6,352	287	7,621
	その他	144	2,948	145	3,056	170	3,043
保 健		0	0	0	0	0	0
障 害		58	83	116	205	83	106
非行 相談	ぐ犯行為等	5	48	6	50	4	33
	触法行為等	0	0	0	0	0	0
育成 相談	性格行動	13	191	12	89	11	87
	不登校	8	104	10	105	8	45
	適 性	3	75	1	42	1	5
	育児・しつけ	162	246	220	257	192	576
その他		3	24	0	0	0	0
合計		614	7,039	758	10,156	756	11,516

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

母子保健事業担当課の保健師と連携することで、虐待が起きる前の段階から関わることができ、虐待の未然防止や予防につながっている。

また、当課が家庭児童相談室であり、要保護児童対策地域協議会の事務局を担っており、虐待が起きた時には、県児童相談所等との連携が容易である。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
健診未受診者家庭の実態把握のため、同行して家庭訪問を実施。 特定妊婦の情報提供 特定妊婦へ保健師と協同しての支援	⇒	相談システムを使用し、タイムリーな情報共有が できている。 ⇒ 特定妊婦や乳幼児への支援方針が共有でき、連携 した支援が実施できている。

③ 児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
要保護児童対策地域協議会の調整機関であったので、常に連携してきている。	⇒	特にかかわらず。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

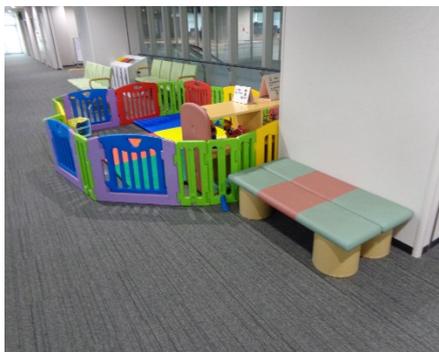
開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
要保護児童対策地域協議会の調整機関を兼ねているため、ケースの状況により関係機関とも連絡調整を行い、役割分担して対応にあ たっている。	⇒	左に同じ。

④人員配置 [マニュアルP.4、25~27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：3名（内非常勤2名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：5名（内非常勤4名） その他事務職員等：3名（内非常勤1名）	⇒	子ども家庭支援員：4名（内非常勤2名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：5名（内非常勤4名） その他事務職員等：3名（内非常勤1名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]

親子の交流スペース



相談室



#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

虐待が起きる前から養育支援の必要な家庭が把握でき、虐待予防を兼ねてケース支援ができる。要保護児童の家庭に対し、母子保健関係部署との連携により、細やかな支援が可能となった。

# 奈良県

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- ・平成29年度以降、毎年度、県内市町村の児童福祉担当課を集めた「市町村児童虐待対策主管課長会議」において、支援拠点設置についての行政説明を実施。
- ・令和元年度には、児童虐待の発生予防や地域における子育て支援体制の強化を図る観点から、市町村における「子どもと家庭を支援する体制づくり」を支援する新規事業として「市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業」を立ち上げ、同事業の取組の1つとして「市町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修」を下記のとおり実施。

○目的：地域で生活する子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、その実態の把握や相談支援を専門的に行い継続的なソーシャルワーク業務機能を担う拠点の整備を市町村が推進できるよう研修会を開催する。

○対象：市町村職員要対協調整担当職員、母子保健担当課職員 等

○取組：「市町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修」の実施

・第1回 令和元年8月9日 実施 参加者73名（33市町村及び4機関）

- ① 外部講師（日本大学 危機管理学部 鈴木秀洋 准教授）を招いての講義、
- ② 県内の支援拠点設置済市町村からの報告、③行政説明 等

・第2回 令和2年1月31日 実施 参加者数50名（28市町村及び1機関）

- ① 外部講師（日本大学 危機管理学部 鈴木秀洋 准教授）を招いての講義、
- ② 他府県の先進事例報告（講師による説明）、③グループワーク 等



### 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ・研修会の開催を通じ、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に求められる機能や、設置の必要性と意義について、市町村と県との共通理解を図ることができた。県が実施したアンケートでは、未設置の32市町村のうち6割にあたる19市町村で拠点設置に向けた検討がなされている。

### 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【 1 自治体：明日香村 】

平成 30 年 4 月現在【 2 自治体：奈良市、明日香村 】

平成 31 年 4 月現在【 6 自治体：奈良市、桜井市、葛城市、三宅町、田原本町、明日香村 】

令和 2 年 3 月現在【 7 自治体：奈良市、桜井市、生駒市、葛城市、三宅町、田原本町、明日香村 】

### 4. 県としてのコメント

#### 【県の特徴と課題について】

- ・本県には県内 39 の市町村があり、他の都道府県と比較すると市町村数が多く、地域差が大きい特徴がある。県北部地域には、奈良市をはじめとする比較的人口規模の大きい市部が多く、児童虐待対応件数や要対協の進行管理ケース数も多い。その一方で、県南部地域には、人口規模が小さく過疎化や高齢化が進んでいる町村部が複数あり、年間出生数や児童人口が少なく、児童虐待対応件数もほとんどないような町村が比較的多い状況にある。

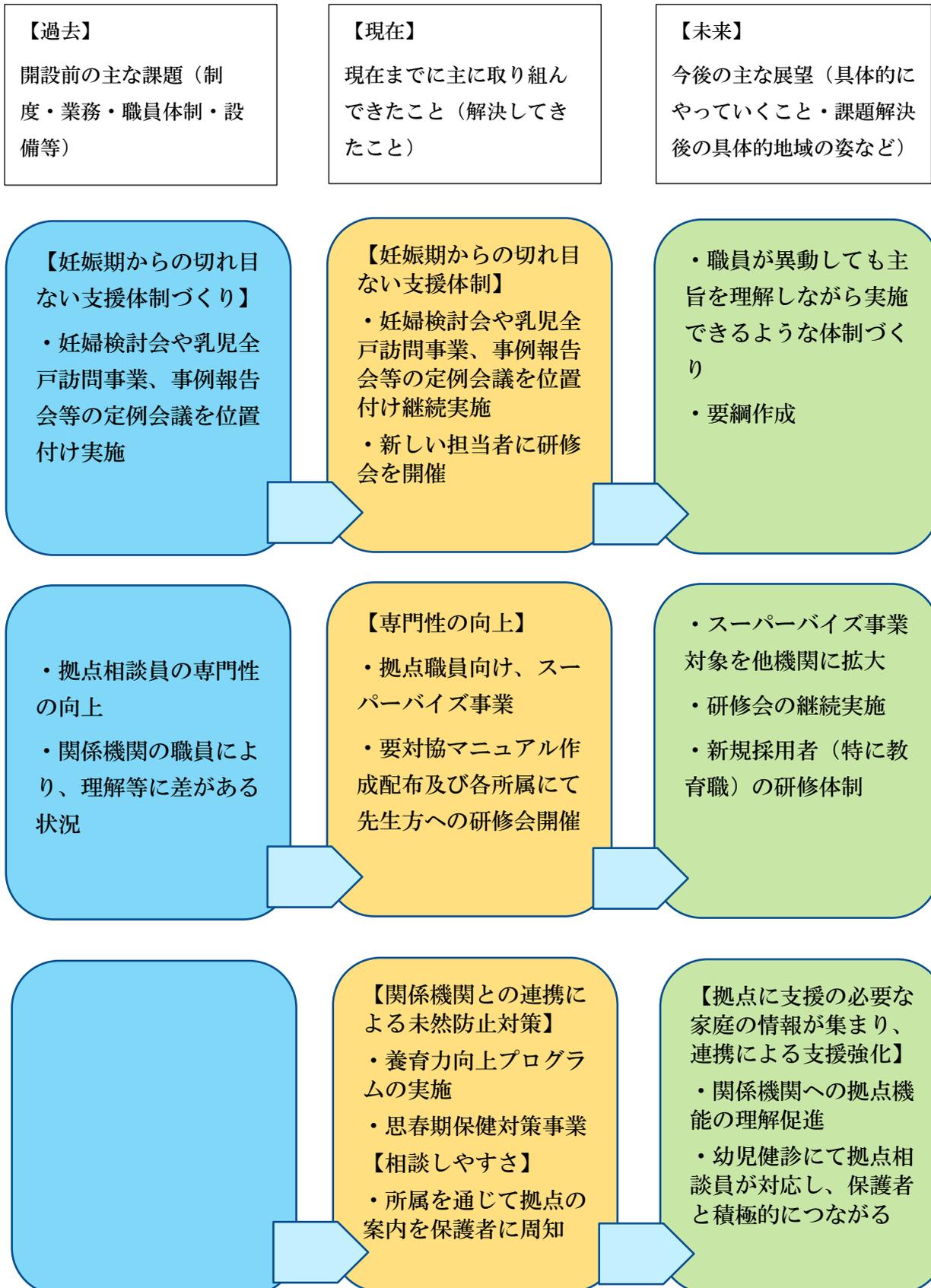
児童福祉を担当する部署が単独であり複数の職員配置がなされている都市部と、児童福祉だけでなく高齢者福祉や障害福祉の業務も担う部署で 1 名しか職員配置がなされていない町村部とが混在している状況である。人口規模が小さい町村部では、子どもと保護者の顔や様子を常に把握しながら地域全体で密着型の支援を行うことができるメリットもあるが、一方で市部に比べると児童福祉を専任で担う職員や専門職の人材確保が難しいという課題も抱えている。

#### 【取組効果と今後について】

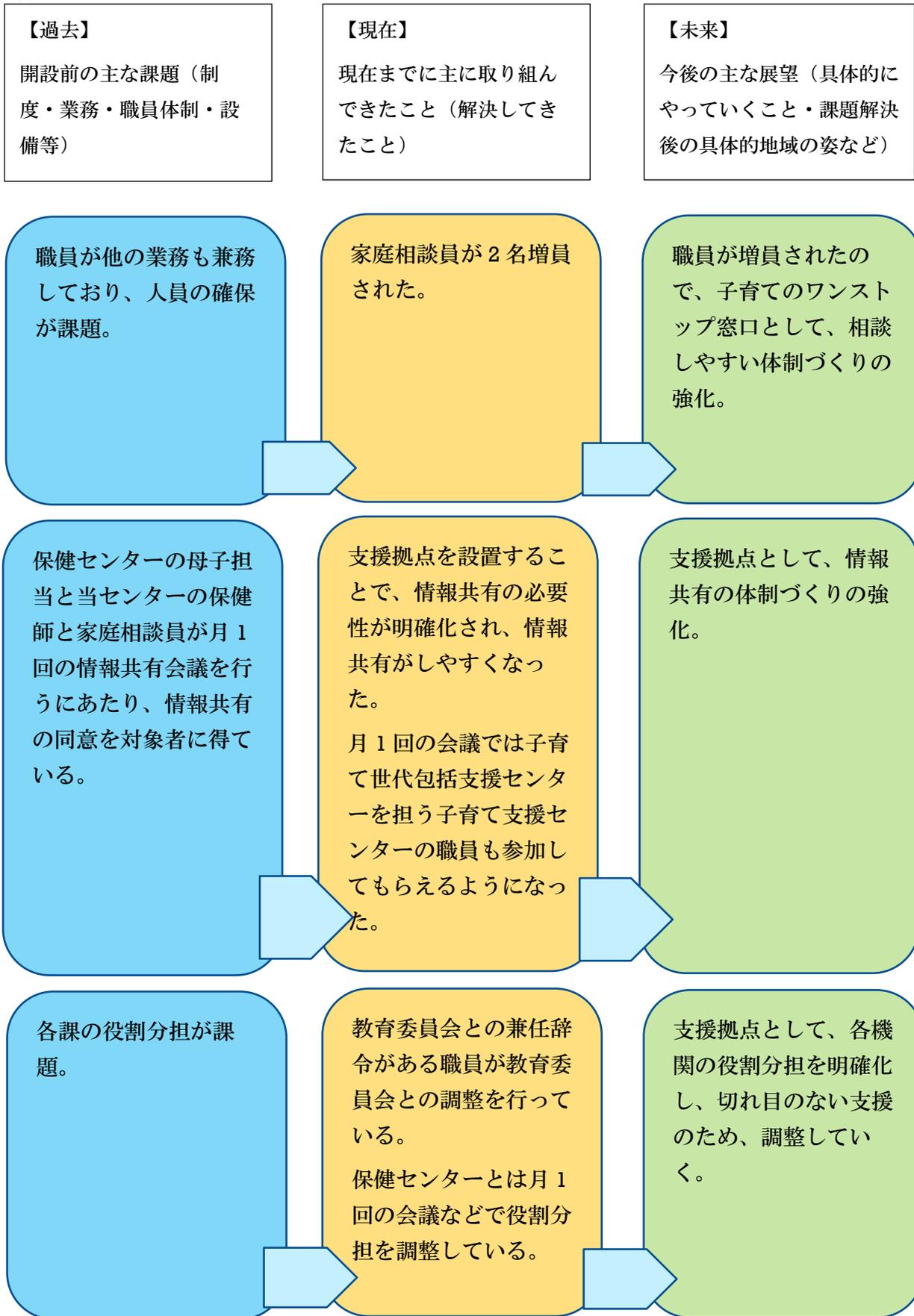
- ・すべての子どもを虐待から守り、大切にはぐくんでいくためには、地域において、妊娠期から切れ目なく、子育て家庭を支えることが必要である。特に、母子保健の担当部署と子育て家庭の情報を共有しながら、専門職が必要な支援につなぐ「子ども家庭総合支援拠点」の役割が重要であると認識している。県では、令和元年度に、子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた国のアドバイザーとして活動されている鈴木先生を講師にお迎えして、市町村を対象とした拠点設置を促進するための研修会を 2 回開催した。その結果、新たに拠点を開設する 1 市を含め、現在、7 市町村で設置されている状況である。研修前後に実施したアンケートによると、今後の開設を検討している市町村は 19 にのぼるものの、設置要件となっている子ども家庭支援員の確保が課題となっていることが明らかになった。拠点の専門職には通常、保健師や社会福祉士が配置されるが、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認められることから、人材確保が困難な市町村においては、県が実施する児童福祉司任用前研修の受講対象者に市町村職員を含めることを検討するなど、県としても積極的に支援していきたいと考える。
- ・今後は、研修会の継続とともに、拠点設置を目指しておられる市町村の課題に対し個別助言を行うことにより、市町村の「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進を図っていく。

## 第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

### 1. 桜井市

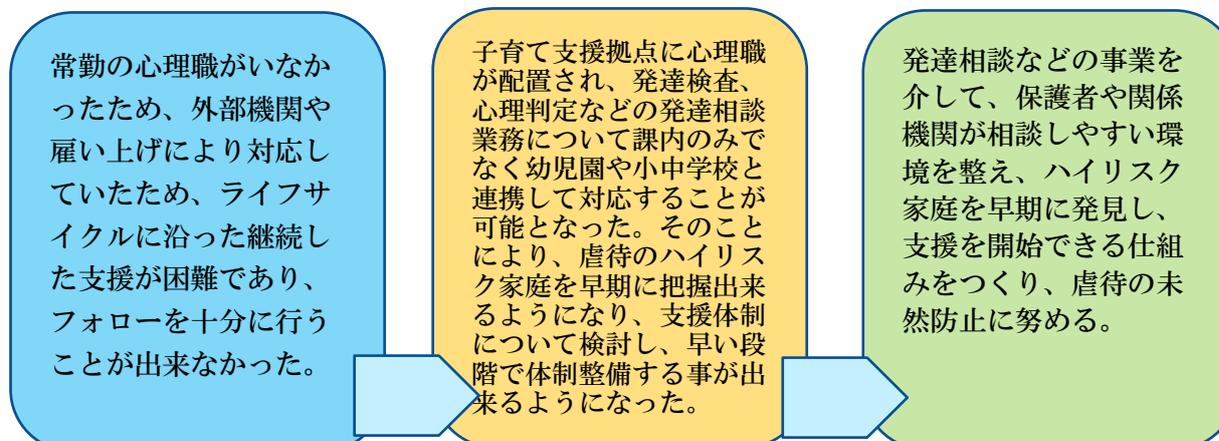
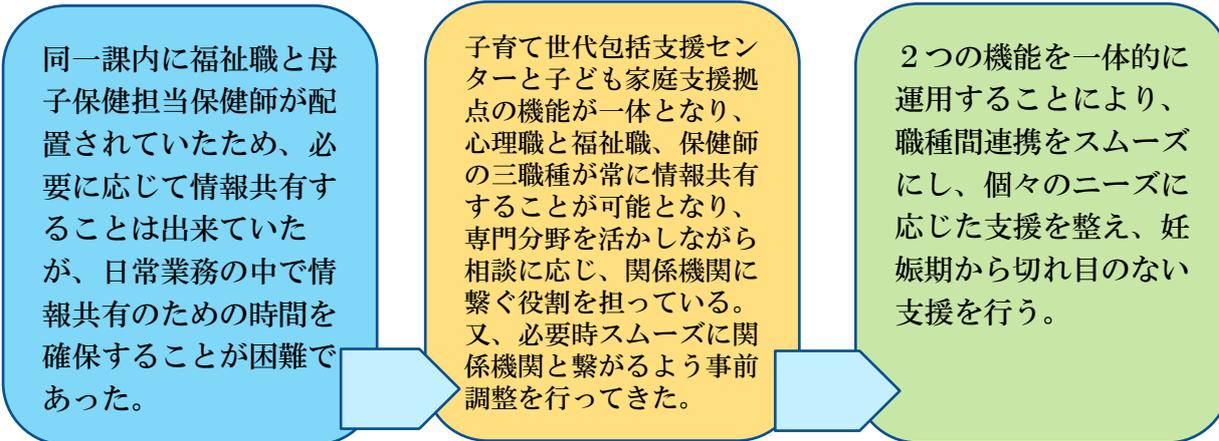
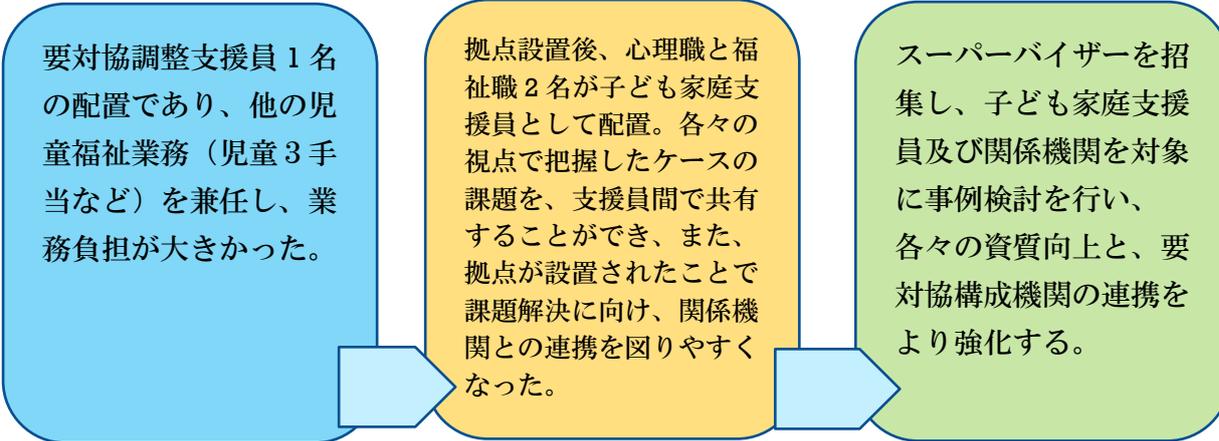


## 2. 葛城市



### 3. 三宅町

【過去】 開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	【現在】 現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	【未来】 今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
----------------------------------	------------------------------------	--



### 第3：紹介自治体の詳細（桜井市、葛城市、三宅町）

## 桜井市

#### 1. 自治体の概要

##### ①県内地図（県内の市等の位置） **奈良県**



②面積：98.91 平方キロメートル

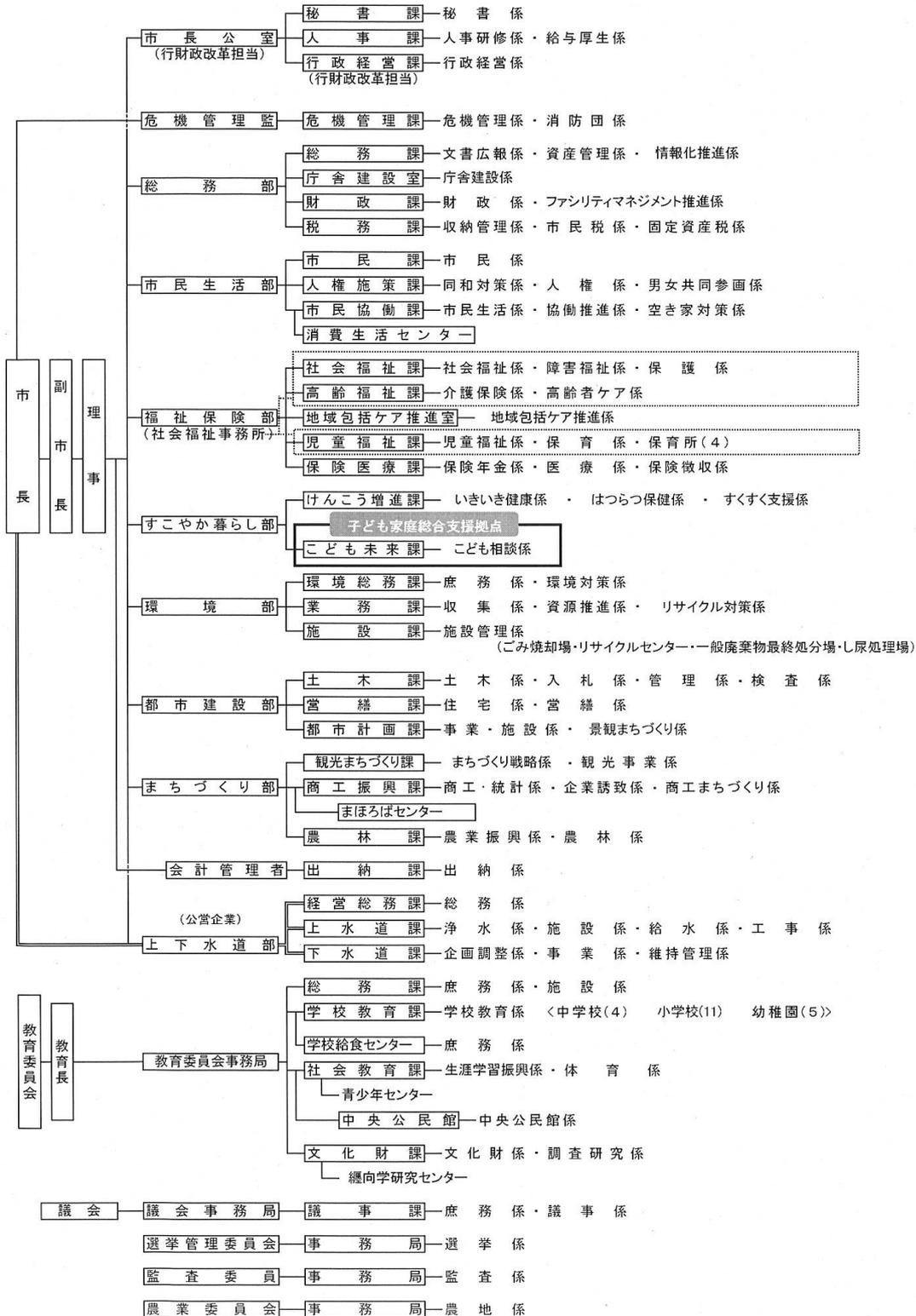
③人口：56,956 人（令和元年 8 月現在）

④児童数：8,261 人（令和元年 8 月現在） \* 18 歳未満人口

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

平成31年度 桜井市行政組織図



### 3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 30 年 6 月】

#### (1) 特徴

##### ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度：524 件（虐待対応件数：506 件）

平成 29 年度：531 件（虐待対応件数：507 件）

平成 30 年度：499 件（虐待対応件数：465 件）

##### イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

###### ①実状の把握

- ・住民基本台帳や税情報、保育所・幼稚園等の所属先や入所退所年月、予防接種情報や乳幼児健診の受診状況や結果等の情報をシステムで把握
- ・対象児童が在籍する保育所、小学校、中学校等と連携した情報収集
- ・母子保健担当や子育て支援担当との連携による情報収集
- ・国保や生保、障害、保育や各種手当で担当係や教育委員会との情報収集
- ・必要に応じて民生委員への聞き取りの実施
- ・乳幼児健診未把握者や就学児健診未把握時の拠点への連絡とそれに基づき調査の実施
- ・出入国管理局への調査依頼
- ・事務担当者と支援員が把握内容によって手分けして実情の把握を行う

###### ②相談対応

- ・常に子どもの権利保障という目的意識をもった対応を心がける
- ・組織的対応となるように、毎日朝の会を開催し、ケースについての共有と支援方針の検討を実施（課の方針としての支援）
- ・主担当と副担当を決め、複数での相談支援を実施
- ・対象者就労時間等を考慮し、時間外や必要に応じて休日対応を実施
- ・母子保健の保健師と一緒に支援（特に妊婦や DV ケースや育てにくさのあるケース等）
- ・相談対応で必要があれば、生活保護や国保、児童家庭支援センターや障害担当や事業所、医療機関と連携、時には同行支援を実施
- ・相談員の専門性の向上のために、研修会の積極的参加やスーパーバイズのを機会を 1 回/月設定

### ③総合調整

- ・個別ケース検討会議の開催
- ・担当課や担当係によって途切れがちな情報をつなぐための会議を開催し、その会議の拠点職員が参加することで、拠点が持っているネットワークや視点などを未然防止や支援にいかすためのとりくみ
  - 妊娠届出された全ケースのリスクアセスメントを行い、特定妊婦やハイリスク妊婦の決定及び当面の支援方針の決定を行う「妊婦検討会」を1～2回/月開催（母子保健保健師と拠点職員が参加）
  - 「乳児全戸訪問事業会議」に拠点職員が参加（訪問結果から今後の支援の検討を行う会議）
  - 「母子保健の継続支援ケースの事例検討会」に児童虐待の早期発見、未然防止目的に拠点職員も参加
- ・全ケースの進行管理会議の実施（原則重症度で期間を決めている）

### ④調査、支援及び指導等

- ・要対協代表者会議における研修
- ・受理会議にて、リスクアセスメント表を活用して見立てた上で、緊急度重症度を判定。また、受理会議には、教育委員会指導主事や児童福祉課指導主事、母子保健（けんこう増進課）保健師も参加。どこの機関がいつまでに何をするのかを、短期の支援方針を決める
  - ・日々の支援内容は、朝の会にて課内で共有し検討し、記録は課長と係長が確認
  - ・記録はシステム入力とともに個別ファイルに印刷して紙面でも管理し、終結しても保管
  - ・終結は、所属等に確認した上で進行管理会議において検討

### ⑤他関係機関との連携

- ・地域社会資源を活用した支援につなげる
- ・特定妊婦は、全ケース産科医療機関と書面で連携依頼すると共に、精神疾患合併妊婦は必要に応じて精神科医療機関とも連携実施。要保護児童・要支援児童も必要に応じて医療機関と連携実施
  - ・消防救急課と、墜落出産の危険性の事例や救急搬送が予測される事例等は拠点から連携。また救急課からも、こどものいる家庭で気になる案件については連絡あり
  - ・警察とは、DV事例や通報事例や緊急性がある事例など、日常的に連携を実施（要対協の名簿を50音順にしたものを提供）
  - ・民生委員に見守り依頼
  - ・庁内では、上記以外に高齢福祉課等、庁外では「学童くらぶ」や放課後等デイサービス事業所、訪問看護やヘルパーサービス事業所等家庭に関わる機関との連携

(2) 開設前の取組と現状の取組について

① 子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一建物で同じフロアで職員同士日常的に顔が見える関係である</li> <li>・日常的なケースを通しての連携は密に行っている(同行訪問や、ケース支援方針の検討等)</li> <li>・妊婦検討会や事例検討会、乳児全戸訪問事業の会議等会議を設定して、連携できる体制の継続実施</li> </ul>	⇒	<p>日常的なケースを通しての連携は密に行っている(同行訪問や、ケース支援方針の検討等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦検討会や事例検討会、乳児全戸訪問事業の会議等会議を設定して、連携できる体制の継続実施</li> </ul>

② 児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中度以上事例の進行管理会議(実務者会議)に児童相談所職員が出席</li> <li>・必要に応じて個別ケース検討会議に児童相談所職員が出席</li> <li>・電話での情報共有や検討が困難な場合は、できるだけ出向くなどして、対面で双方複数での検討を実施している</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中度以上事例の進行管理会議(実務者会議)に1回/月 児童相談所職員が出席</li> <li>・必要に応じて個別ケース検討会議に児童相談所職員が出席</li> <li>・電話での情報共有や検討が困難な場合は、できるだけ出向くなどして、対面で双方複数での検討を実施している</li> </ul>

③ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受理会議に教育部局や児童福祉部局・母子保健部局が参加するなどの連携</li> <li>・関係機関による積極的な情報交換及び連携</li> <li>・要対協以外の機関にも、必要があれば積極的に情報収集を実施し、ケースの見立てを共有したうえで支援をしてもらうために連携を実施</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受理会議に教育部局や児童福祉部局・母子保健部局が参加するなどの連携</li> <li>・関係機関による積極的な情報交換及び連携</li> <li>・要対協以外の機関にも、必要があれば積極的に情報収集を実施し、ケースの見立てを共有したうえで支援をしてもらうために連携を実施</li> </ul>

④ 人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：5名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤0名） その他事務職員等：2名（内非常勤0名）	⇒	子ども家庭支援員：4名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤0名） その他事務職員等：3名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]

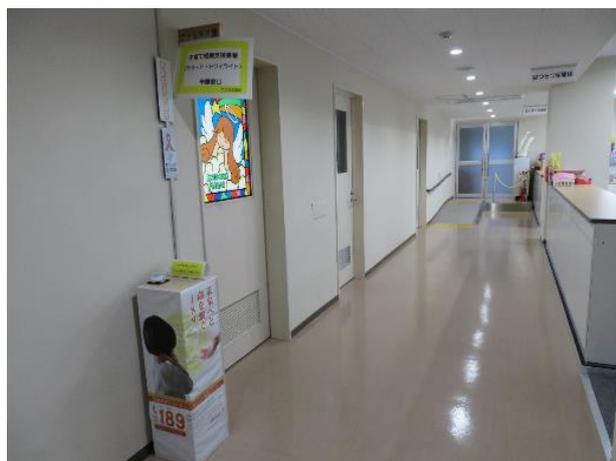
①相談室



②親子交流室



③事務室等



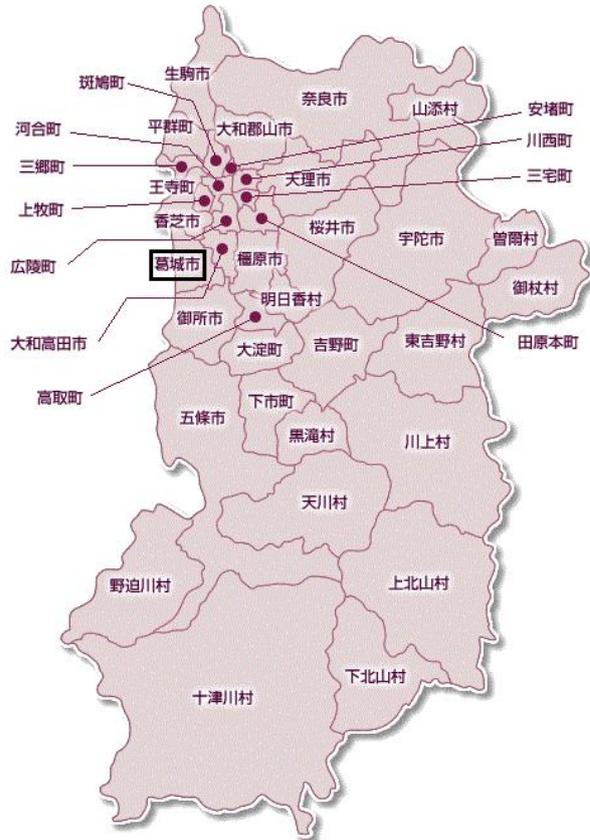
4. 拠点設置の効果及びメリット

補助金を活用し、予算を有効活用

# 葛城市

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



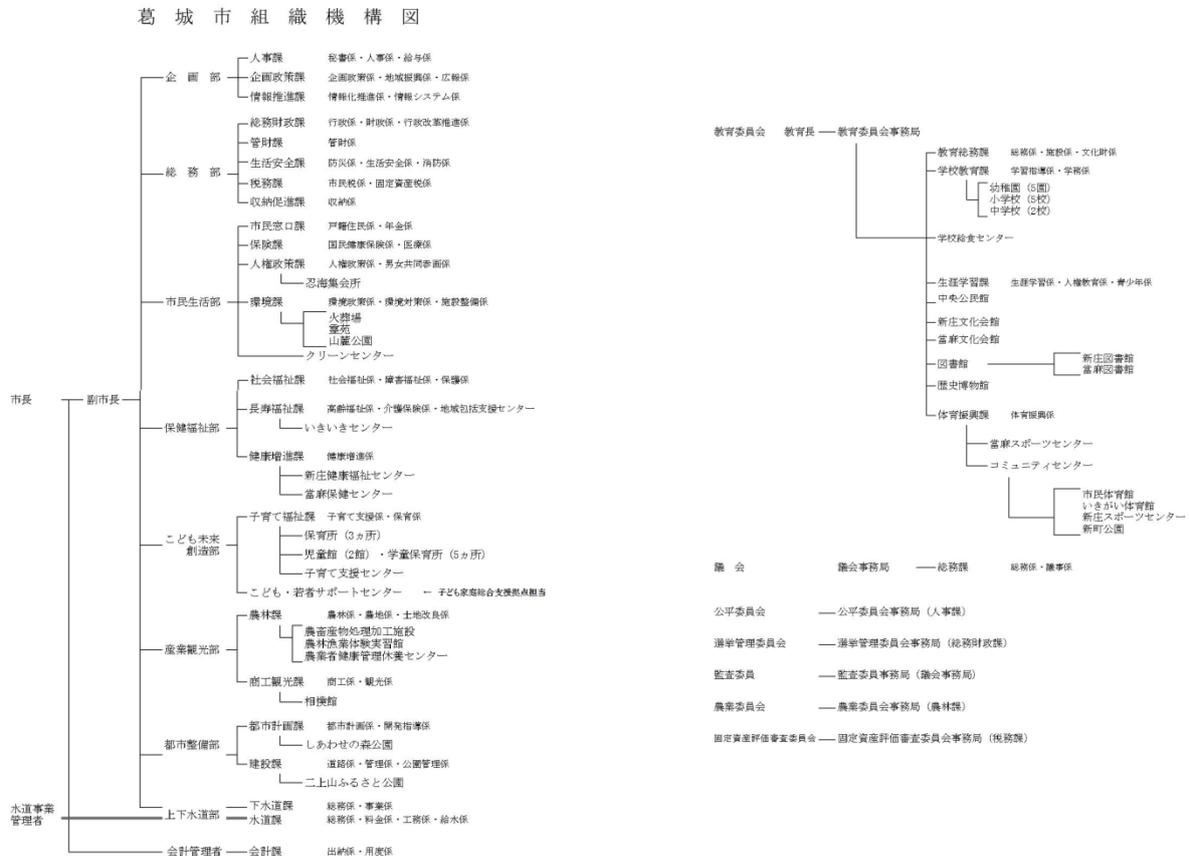
②面積： 33.72 km<sup>2</sup>

③人口： 37,391 人 （ 令和元年10月現在 ）

④児童数： 6,791 人 （ 令和元年10月現在 ）

⑤類型（小規模等）：小規模A型

## 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



## 3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成31年 4月】

### (2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）（※児童虐待の件数も明記）

年度	養護相談件数	要対協管理数
平成28年度	100	73
平成29年度	67	62
平成30年度	88	71

### イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

子ども家庭総合支援拠点を、要保護児童対策地域協議会及び子ども若者支援地域協議会の担当課に設置し、拠点としての4業務の遂行をやすくしている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
・母子保健担当で定期的に母子会議を開催していた。	⇒	母子保健担当で定期的に開催する母子会議に子ども家庭総合支援拠点の担当者も出席し、情報の共有を行なっている。

② 児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
・要保護児童対策地域協議会が連携を担っていた。	⇒	・子ども家庭総合支援拠点の職員が児童相談所の実施する専門職員研修を受講し、要保護児童対策地域協議会の業務と一体運用できるようにしている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
・平成31年度開設	⇒	・要保護児童対策地域協議会に子ども家庭総合支援拠点の担当者も参加し、情報の共有と連続した支援を実施している。

④人員配置 [マニュアルP.4、25~27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
・平成31年度開設	⇒	子ども家庭支援員：6名（内非常勤2名） 心理担当支援員：7名（内非常勤6名） 虐待対応専門員：3名（内非常勤1名） その他事務職員等：1名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]

相談室



プレイルーム



検査室



研修・会議室



#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

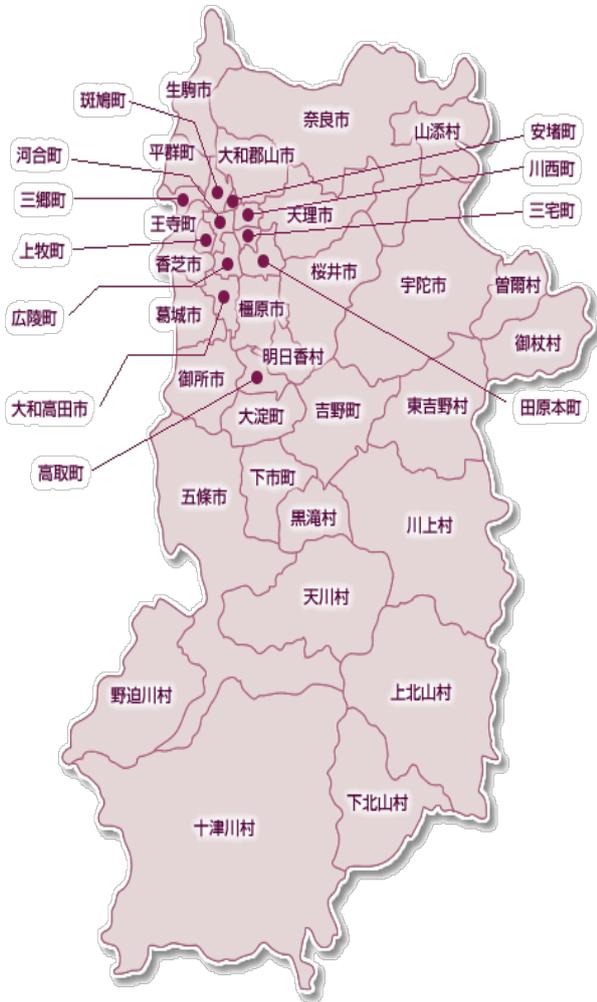
今年度、こども未来創造部こども・若者サポートセンター（以下センター）に、子ども家庭総合支援拠点を設置した。センターは-1歳から40歳までの困難を有する子ども・若者とその家族を、福祉と教育の壁を越えて支援するための部署として、臨床心理士・保健師・保育士・教員・社会福祉士等の専門職を配置し活動している。

センターは、子ども・若者支援地域協議会と、要保護児童対策地域協議会を担当すると共に、乳児家庭全戸訪問事業等も担当している。センターが子ども家庭総合支援拠点を担当することで、多職種の連携による支援に子ども家庭支援員や虐待対応職員が加わり、センター内で情報を共有しながら妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることができつつある。

# 三宅町

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



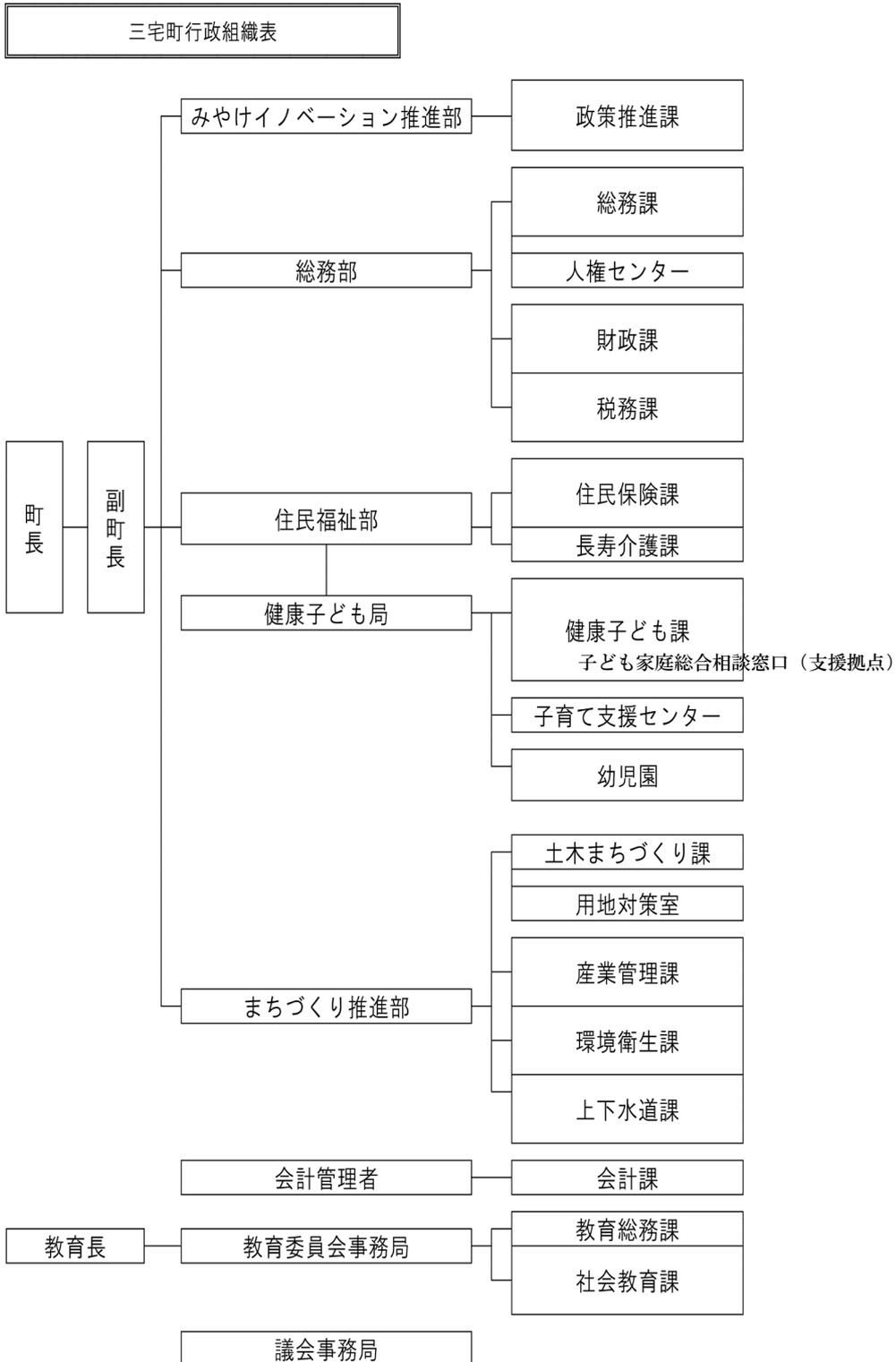
③ 面積：4.06 k m

③人口： 6,971 人 (2018年10月現在)

④ 児童数： 920 人 (2018年10月現在)

⑤ 類型（小規模等）：小規模A

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：2018年11月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

指 標		算式	単位		H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 実績
1	家庭児童相談件数	件数/年	件数	実績	3	4	8	2
2	児童虐待件数	件数/年	件数	実績	14	10	7	3

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

妊娠届時や新生児訪問、乳幼児健診などで気になるケースなどの情報を共有することができている。心理職と福祉職、保健師とで連携し、相談を受け付け、それぞれの専門分野で対応できている。必要に応じて関連機関などにつなぐなど調整を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
同一課内にあり、必要に応じて連携をとることができていた。	⇒	子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点の機能が、一体となっている。そのため、日頃より情報共有がスムーズに行えている。

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
児童相談所との連携が必要な場合は、相談やケース会議の参加依頼など対応することができている。	⇒	児童相談所との連携が必要だと判断する上で、課内でアセスメントを実施したり、他職種で協議することができるようになった。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
要保護児童対策地域協議会の調整機関を担っているため、要対協の構成機関と連携できている。ケース会議などを通じて、役割分担や支援の方針や方法を確認している。	⇒	要保護児童対策地域協議会の調整機関を担っているため、要対協の構成機関と連携できている。ケース会議などを通じて、役割分担や支援の方針や方法を確認している。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：1名（内非常勤1名） 心理担当支援員：名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：名（内非常勤 名） その他事務職員等：名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤1名） 心理担当支援員：名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：名（内非常勤 名） その他事務職員等：名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

【事務室】



【相談室】



【親子交流スペース】



#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

子ども家庭支援拠点の心理職と福祉職、子育て世代包括支援センターの保健師が、それぞれの視点からアセスメントを行い、ケースの把握や支援方法の決定、役割分担ができるようになった。

# 鳥取県

---

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- 平成29年度は、市町村要対協調整担当者研修等を通じて、支援拠点の概要等を説明するのみに留まっていたが、平成30年度に、支援拠点設置促進に関する市町村向けの研修会を開催した上で、以後、随時、市町村から個別の相談に応じる形態で、支援拠点の設置促進に取り組んでいる。
- 現在は、令和元年7月に中央児童相談所に配置した市町村支援児童福祉司と本庁の支援拠点担当者が中心となり、市町村を訪問しながら、要対協の活性化等を含め、支援拠点設置に向けた市町村支援を実施している。
- また、令和元年度には、県幹部（担当局長）が市町村を訪問し、市町村に対し、支援拠点の設置促進をお願いした。

### 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- 市町村により、組織体制等が異なるため、個別に相談に応じる形態で、市町村と一緒に、支援拠点のあり方等を議論していくことが有効と考えている。

### 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【1自治体：鳥取市】

平成30年4月現在【3自治体：鳥取市、米子市、琴浦町】

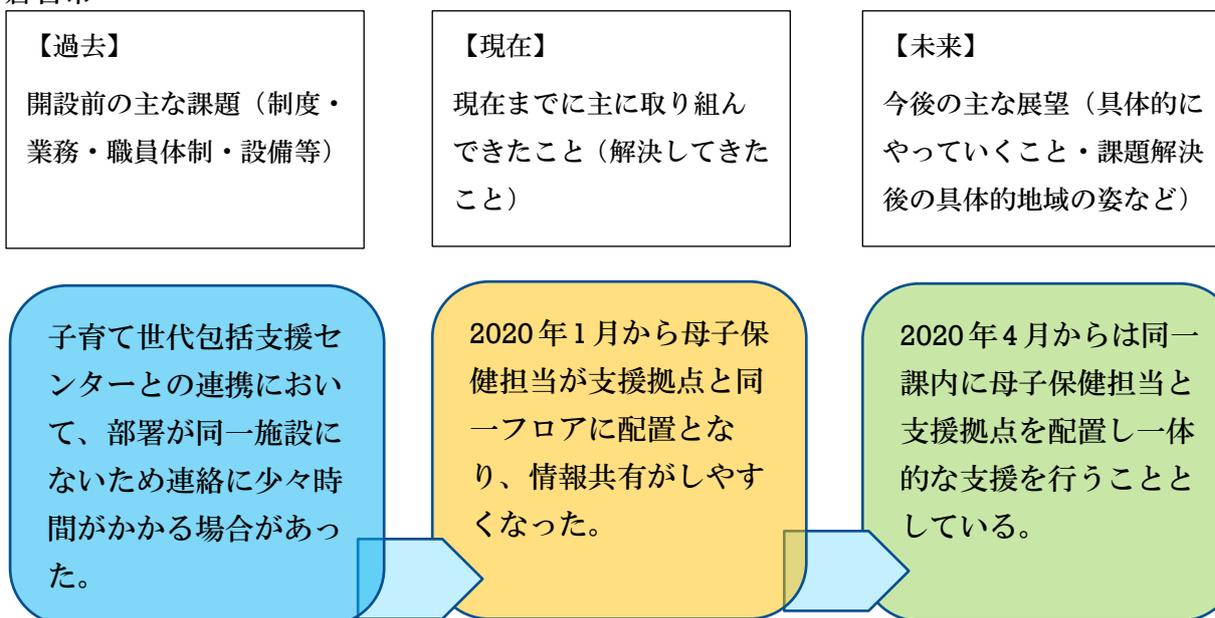
平成31年4月現在【11自治体：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、若桜町、智頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町】

### 4. 県としてのコメント

- 本県においては、例えば、子育て世代包括支援センターについては、既に全市町村が設置済など、支援拠点設置に向けた基盤が整っていることもあり、支援拠点設置に関する市町村の理解は得られやすいと考えている。
- 課題としては、支援拠点設置後の円滑な運営や人材育成等があり、引き続き、市町村の実情に応じた市町村支援が必要と考えている。

## 第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

### 1. 倉吉市



## 2. 鳥取市

### 【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

### 【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

### 【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

児相とのケースの共有において、児相の全ケースと市の要対協ケースで特に必要と思われるものだけを共有していたため、市のケースの全体像の把握が求められていた。

児相とのケースの共有において、児相の全ケースと市の要対協全ケースの共有を行ったことにより、市のケースの全体像が把握され、タイムリーな情報共有が可能となった。

通告等があった場合の迅速な対応や、関係機関等の明確化が図られた。今後もより丁寧な情報共有を行い、虐待防止の支援につなげていく。

児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生している現状を踏まえ、家庭・女性相談員と、児童虐待防止の取組との連携が求められていた。

平成30年5月に、こども家庭相談センター（子ども家庭総合支援拠点）に、家庭・女性相談員2名を配置し、児童虐待防止の取組との連携を強化した。

こども家庭相談センターに家庭・女性相談員を配置したことにより、相互に連携した取組が行えるようになった。今後も相互に連携し、児童虐待やDV防止に取り組んでいく。

教育現場や保育現場において、「要対協」の意義が十分認知されておらず、個別支援会議での意識のズレや通告が遅れるなどの課題があった。

公私立園長会と市立小中学校校長会で「要対協」の説明を行うとともに、小・中学校へ出向き、各学校のケースについて共有を行い、教育現場や保育現場との連携を強化した

今後も、あらゆる機会を捉えて、教育現場や保育現場への説明を行い、「要対協」への認知を深め、児童虐待防止への迅速な対応ができるよう努めていく。

### 第3：紹介自治体の詳細（倉吉市、鳥取市）

#### 倉吉市

##### 1. 自治体の概要

###### ①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：272.06 平方キロメートル

③人口：46,668 人（2020 年 1 月末現在）

④児童数：7,506 人（2020 年 1 月末現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 A

##### 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

市長－副市長－健康福祉部（福祉事務所）－子ども家庭課（拠点機能）

－子育て支援係

－家庭支援係（拠点機能の中心）

－子育て総合支援センター

－保育園

－児童館・児童センター

##### 機構図

##### 3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：2019 年 4 月】

###### (1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

平成 28 年度 62 件

平成 29 年度 47 件

平成 30 年度 56 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての5業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

家庭支援係を中心として同部局内の関係部署（母子保健、保育園、生活困窮）と連携を密にしている。また、教育委員会とも頻繁な情報共有を行い対応している。

要保護児童対策地域協議会の連絡調整においては、地域資源となる民生委員からの協力も得て調整を図っている。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
必要な母子保健情報などの情報共有を図った。部署が同一施設にないため連絡に少々時間がかかる場合があった。	⇒	2020年1月から母子保健担当が支援拠点と同一フロアに配置となり、情報共有がしやすくなる。さらに4月からは同一課内に母子保健担当と支援拠点を配置し一体的な支援を行うこととしている。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
実務者会議や定期的な意見交換会を行っている	⇒	左同

③要保護児童対策地域協議会との連携 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
支援拠点の中核となる家庭支援係において要保護児童対策協議会事務局を担い、調整機関として機能している。	⇒	左同

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤0名） その他事務職員等：8名（内非常勤3名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤0名） その他事務職員等：8名（内非常勤3名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]



交流スペース



相談室



事務室

(4) 拠点設置の効果及びメリット

拠点設置をきっかけとして、要保護児童等の対応がしやすい環境となった。

子育て世代包括支援センターとの連携をすることで、子育ての総合窓口として機能するようになった。

## 鳥取市

### 1. 自治体の概要

#### ① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：765.31 平方キロメートル

③人口：187,226 人（令和元年 9 月 1 日現在）

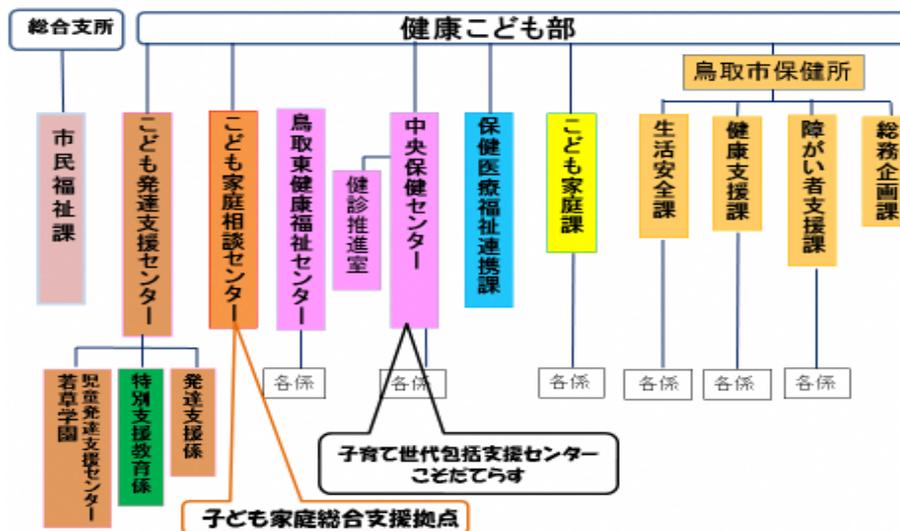
④児童数：29,879 人（令和元年 8 月 31 日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

I. 平成30年5月の機構

健康こども部と総合支所



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年5月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	相談件数	内 虐待として対応	虐待として対応した件数の内訳			
			身体的	心理的	性的	ネグレクト
平成28年度	249	0	0	0	0	0
平成29年度	249	8	0	2	0	6
平成30年度	343	21	10	2	0	9

\*平成30年度は、関係機関や近所からの通告件数が増加している。

\*全国で相次ぐ児童虐待事案の影響もあり、相談件数の増加につながったものと思われる。

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実状の把握

(1) 子育て世代包括支援センターとの連携

- ・特定妊婦を含めたフォロー妊婦の把握と支援を妊娠早期から行っている。支援が必要な妊婦は、妊娠期から訪問や電話で支援し、新生児訪問指導とこんにちは赤ちゃん訪問を保健センターと子ども家庭総合支援拠点の職員が2人で家庭訪問を行っている。
- ・新生児訪問指導を辞退又は拒否する家庭には、乳児一般健康診査受診票（3～4か月）を持参するという名目で必ず児童の確認をするようにしている。

・鳥取市は、6か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は集団健診を行っており、子ども家庭総合支援拠点の支援員が健診のスタッフとなり参加し、不適切な養育や虐待項目に○がついている子どもには地区担当保健師と共同で相談支援を行っている。

・乳幼児集団健診の未受診者で地区担当保健師が状況把握できないときは、要対協と共同で児童の状況確認を行っている。

・妊婦と3歳児までの転入者は、子育て世代包括支援センターに手続きに来るようになっており、週に1回、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2者で会議を行い、フォローが必要な妊婦と養育が心配な保護者の情報を共有し、支援方針を立てている。事前に他市町村の要対協から情報提供がある場合もあるが、ない場合は、元の自治体に確認を取り情報提供を受け支援を行っている。

#### (2) 鳥取県東部の産科医療機関・助産所との連携

・県東部の産科医療機関（7箇所）と助産所（2箇所）から、タイムリーな情報が入る仕組みが定着しており、連携が取りやすくなっている。

#### (3) 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、里親等、児童家庭支援センターとの連携

・子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用している児童で必要に応じ観察記録の報告がある。また、児童家庭支援センター職員が実務者会議に参加しスーパーバイズが可能となっている。

### ②相談対応

子どもやその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、妊娠期に関する相談、一般子育てに関する相談、養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談全般に応じる体制を構築しており、相談内容について情報共有を行いながら関係機関とも連携し、必要な支援・対応につなげている。

#### (1) 家庭・婦人相談事業

・面接、電話、訪問等による各種家庭・女性相談を実施する。

#### (2) こども家庭相談事業

・子ども虐待の未然防止・早期発見、早期対応のため、家庭、関係機関などからの通告・相談を受理する。

・子育ての不安や悩みの相談を受け付ける「子育て相談ダイヤル」を開設する。

#### (3) 養育支援訪問事業

・NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取に委託し、継続的な支援が必要な家庭に対する養育相談・支援を実施する

・支援が必要な家庭の養育者及び児童等を対象に、カウンセリングによる心理相談を実施する。

#### (4) 妊娠・出産包括支援事業

・妊娠に悩む方に必要な情報を提供するとともに、他の相談窓口や適切なサービスを紹介。

### ③総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて課題解決が図れるよう、関係部署・関係機関と緊密に連携し、情報共有及び支援内容やサービスの調整を行い、地域における様々な社会資源を活用して

包括的な支援につなげている。

④調査、支援及び指導等

家庭の生活状況などの情報に関する事実把握を行った上で、支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦に対して、子どもの状況、保護者の状況、家庭環境、地域との関係等に関する情報や現在の状況に至った経緯の把握等を行い、必要な支援・指導等につなげている。

(1) 子育て短期支援事業

・仕事、疾病、家庭の事情等で子育てができない保護者の負担軽減を図るため、ショートステイ、平日日帰りステイ、トワイライトステイを行い、児童の健全育成の環境を確保する。

(2) 養育支援訪問事業（再掲）

・NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取に委託し、継続的な支援が必要な家庭に対する養育相談・支援を実施する。

・支援が必要な家庭の養育者及び児童等を対象に、カウンセリングによる心理相談を実施する。

(3) 妊娠・出産包括支援事業

・産後ケア事業として、家族等から十分な援助が得られず、かつ、体調不良や育児不安等がある母子を対象に、ショートステイ、乳児一時預かり、デイサービスを行い、保健指導や育児相談等のケアを提供する。

⑤他関係機関との連携

要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別支援会議等を通じて、関係部署・関係機関とともに、支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等に関する情報共有や支援内容の協議等を行っている。個別支援会議を28年度172回、29年度153回、30年度201回開催し、タイムリーな関係機関との情報共有、アセスメント、支援検討を行い日頃から顔の見える関係作りが可能となっている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>平成29年に子育て世代包括支援センターを開設し、中央保健センターとこども家庭相談センターが共同で包括支援連絡会を開催することとなった。</p> <p>(1) 目的</p> <p>①母子健康手帳交付時の面談・アンケート結果等をもとにフォロー妊婦のピックアップと支援方針の検討を行う。</p>	⇒	左記の取り組みと同様。

<p>②転入妊婦や転入乳幼児の面談・妊婦アンケート結果等をもとにフォローが必要な妊婦とリスクの高い児童の把握を行い支援の検討を行う。</p> <p>(2) メンバー 包括支援センター助産師1名 拠点の保健師2名の計3名</p> <p>(3) 内容 概ね妊婦30人から50人を確認しフォロー妊婦の支援方針の検討を行う。</p>	
--	--

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>・要対協の実務者会議を(5月～翌年3月までの)隔月基本第4水曜日 年6回実施しており、児童相談所が関わっている養護と非行の全ケースと市の要対協で特に共有が必要と思われるものを共有し支援方針を確認している。</p>	⇒	<p>・要対協の実務者会議を(5月～翌年3月までの)隔月基本第4水曜日 年6回実施しており、児童相談所が関わっている養護と非行の全ケースと市の要対協全ケースを共有し支援方針を確認している。2か月分の新規受理ケースを毎回情報共有し確認することでタイムリーに両機関が把握できている。</p>

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>・鳥取市のこども家庭相談センターは要保護児童対策地域協議会調整機関を担っている。</p> <p>・要対協の関係機関職員の研修会を年3回実施している。</p> <p>・公私立園長会と市立小中学校校長会で要対協について説明している。</p> <p>・11月虐待防止月間オレンジリボンキャンペーンでは多くの市民が集まる場で要対協関係機関職員が市民啓発を行っている。</p> <p>・鳥取県の社会的養護は先進的と感じている。また、要対協の関係機関でもある子ども家庭支援センターの職員は児童相談所所長歴を有しており、実務者会議・個別支援会議等でのスーパーバイズが可能となっている。</p>	⇒	<p>・鳥取市のこども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)は要保護児童対策地域協議会調整機関を担っている。</p> <p>・平成30年度より、家庭児童相談室の一部(家庭・女性相談員を配置3名)を担っており、要対協との連携も強化されている。</p> <p>・要対協の関係機関職員の研修会を年3回実施している。</p> <p>・公私立園長会と市立小中学校校長会で要体協について説明するとともに、<u>小・中学校へ出向き、各学校のケースについて共有を行うこととした。</u></p> <p>・11月虐待防止月間オレンジリボンキャンペーンでは多くの市民が集まる場で要対協関係機関職員が市民啓発を行っている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の社会的養護は先進的と感じている。また、要対協の関係機関でもある子ども家庭支援センターの職員は児童相談所所長歴を有しており、実務者会議・個別支援会議等でのスーパーバイズが可能となっている。</li> </ul>
--	--

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

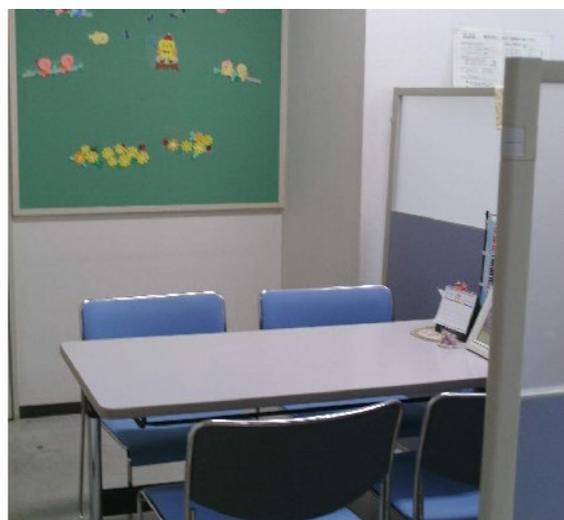
開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：3名（内非常勤2名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：2名（内非常勤1名） その他事務職員等：0名（内非常勤0名）	⇒	子ども家庭支援員：3名（内非常勤2名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：2名（内非常勤1名） その他事務職員等：0名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



子ども家庭相談センター入口案内

12



執務室内各事業受付コーナー



14



こども家庭相談センター  
相談室兼会議室

#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

鳥取市では、子育て世代包括支援センターとの連携、相談業務・各種支援事業など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別支援会議等を通じて、関係部署・関係機関との情報共有、支援策の検討などを行い、子ども虐待に至らないよう取組を進めてきた。

この度、「子ども家庭総合支援拠点」を設置したことにより、関係機関との情報共有の強化、市町村の行うべき役割や業務手順の再認識、関係部署、関係機関も含む職員等への意識づけなどが図られたものと考えている。今後も、取組の改善・強化を図り、迅速・丁寧な支援に努めることで子ども虐待の防止を図っていく。

# 島根県

---

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

#### ①H29年度

- ・市町村子ども家庭支援に関して、先進地より講師を招き市町村職員対象に研修会実施。
- ・県内の児童相談所管内（4）＋離島（1）＝（5圏域）にて、H28年度児福法改正内容及び、子ども家庭総合支援拠点等に関する説明会を実施。

#### ②H30年度

- ・上半期：市町村訪問等実施。実情把握及び意見交換。  
（全19市町村中、15市町訪問。4町村電話等での状況聴取）
- ・下半期：市町村訪問等で把握した事を元に、下記内容の市町村職員研修実施。
  - （ア）ファミリーホームを活用した子育て短期支援事業実施自治体より、計画段階から実施に至る状況を発表 ＋ 市町村同士の意見交換
  - （イ）市町村子ども家庭支援におけるスーパーバイザー制度を活用している自治体から実施状況を発表 ＋ 市町村同士の意見交換
  - （ウ）里親より、活動状況について紹介 ＋ 市町村と里親の意見交換
- ・希望のあった自治体へ、スーパーバイザー候補者を紹介。

#### ③R元年度

- ・「市町村子ども家庭総合支援拠点の役割と児童相談所との連携」について、西南学院大学安部計彦教授を招いて市町村職員等を対象とした研修（講義＋グループ討議）実施。

### 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ①「市町村実施例の紹介＋意見交換」方法に関して、市町村からの実施ニーズが大きく、有効。
- ② 先進地の具体例を知ることができて有効であったとの意見が多かった（研修アンケート）

### 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【（1）自治体：邑南町】

平成30年4月現在【（3）自治体：邑南町、松江市、益田市】

平成31年4月現在【（4）自治体：邑南町、松江市、益田市、出雲市】

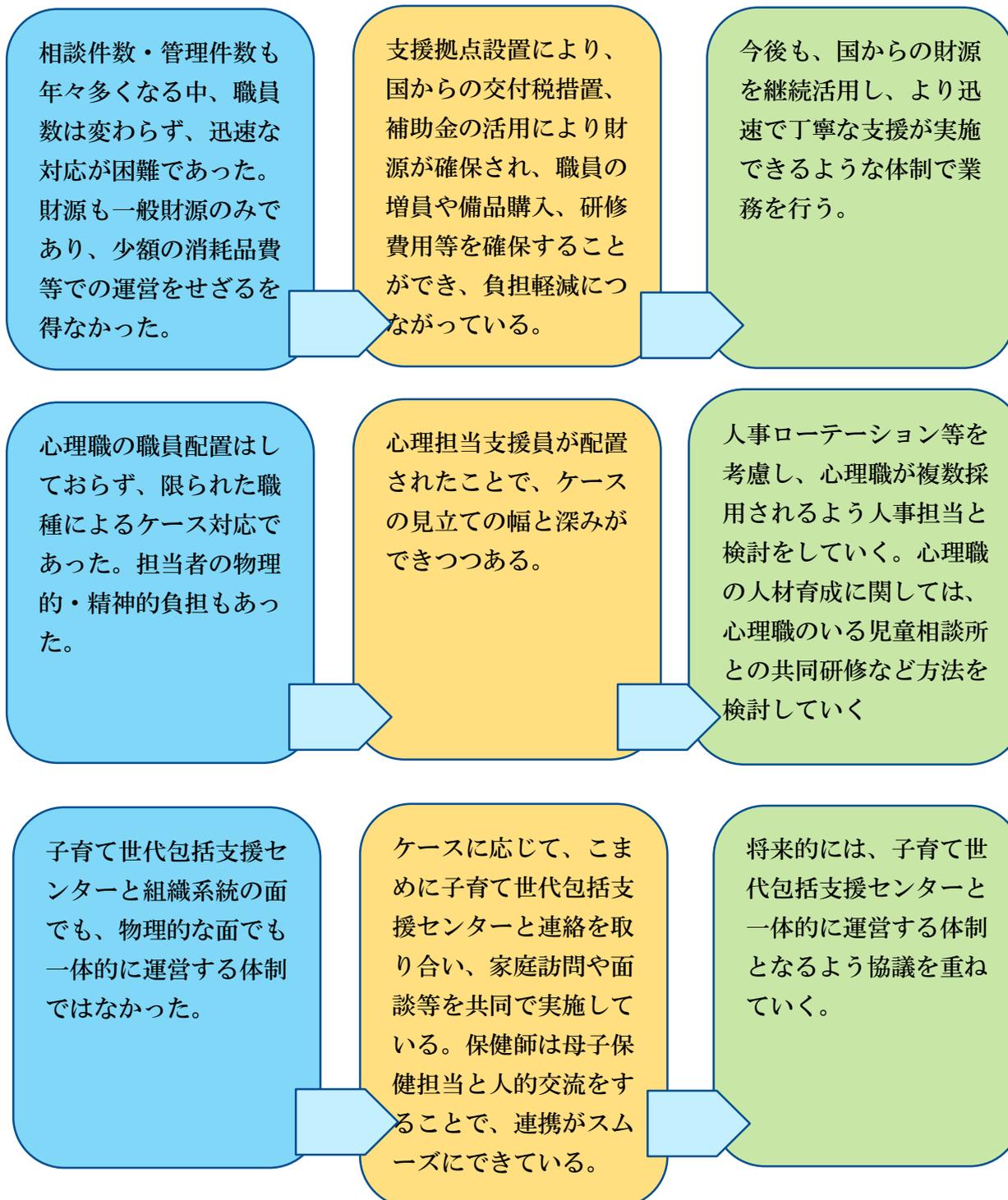
#### 4. 県としてのコメント

- 島根県内では、早期から全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されており、調整機能のみならず、ソーシャルワーク機能も担ってきている。
- 令和2年度中に全市町村へ子育て世代包括支援センターが設置される。
- 子ども家庭総合支援拠点未設置の市町村においては、要保護児童対策地域協議会及び子育て世代包括支援センターの機能と、今後更にどのような支援機能が求められるか、どのように有機的連携を図るか等を整理しつつ、拠点設置に向け、具体的な検討を行っている段階。
- 県では今年度、健康福祉部内の複数課合同の市町村訪問を実施し、子育て支援について意見交換等を行った。

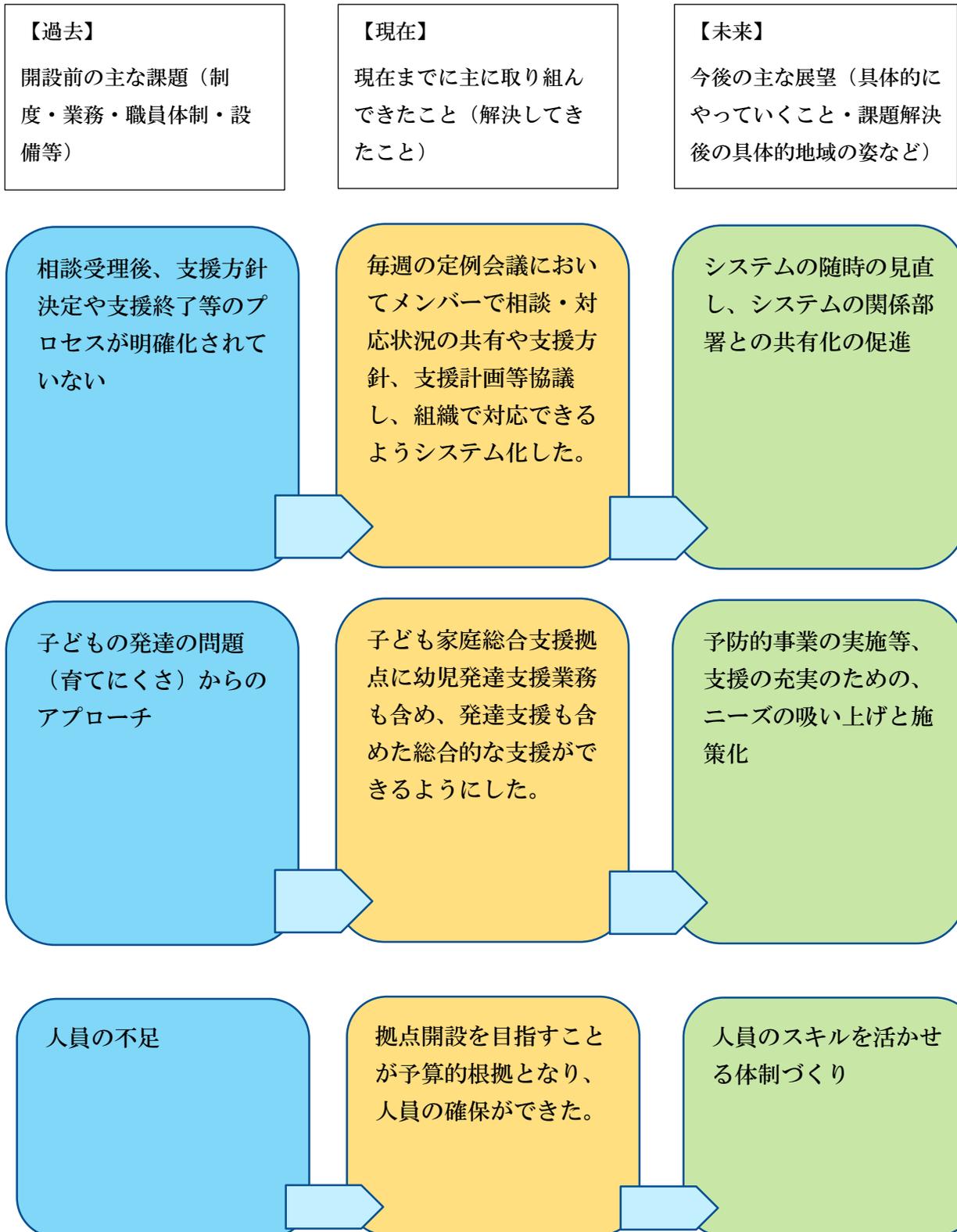
## 第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

### 1. 松江市

【過去】 開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	【現在】 現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	【未来】 今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
----------------------------------	------------------------------------	--



## 2. 出雲市



### 3. 益田市

#### 【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

#### 【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

#### 【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

正規職員の専任配置が出来ていなかった。

専門職正規職員の専任配置が出来、相談支援体制の充実が図れた。

様々な相談、支援を実施をするため、職員の研修受講等により、スキルアップを図る。

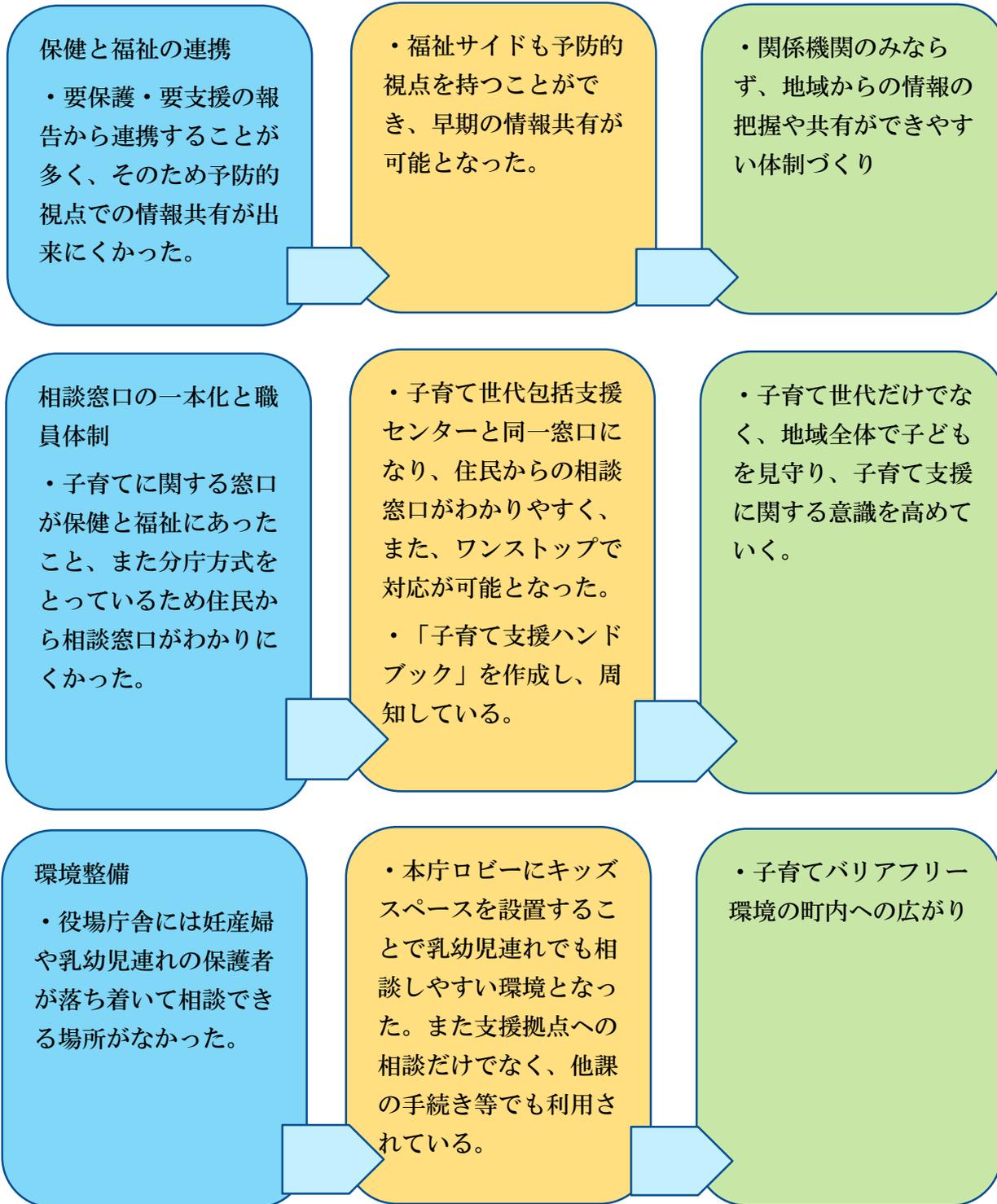
児童虐待対応をはじめ、様々な相談には対応していたが、役割が不明確な部分があった。

支援拠点として位置づけることにより、内にも外にも役割や業務が明確になった。

要対協事務局、支援拠点として、関係機関等をつなぎ、地域のネットワークを強化する。

#### 4. 邑南町

【過去】 開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	【現在】 現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	【未来】 今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
----------------------------------	------------------------------------	--



### 第3：紹介自治体の詳細（松江市、邑南町）

#### 松江市

##### 1. 自治体の概要

###### ①県内地図（県内の市等の位置）



地図データ ©2019 SK telecom、ZENRIN 20 km

②面積：572.99 km<sup>2</sup>

③人口：202,511人（H31.4月末現在）

④児童数：35,010人（H31.4月末現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

##### 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

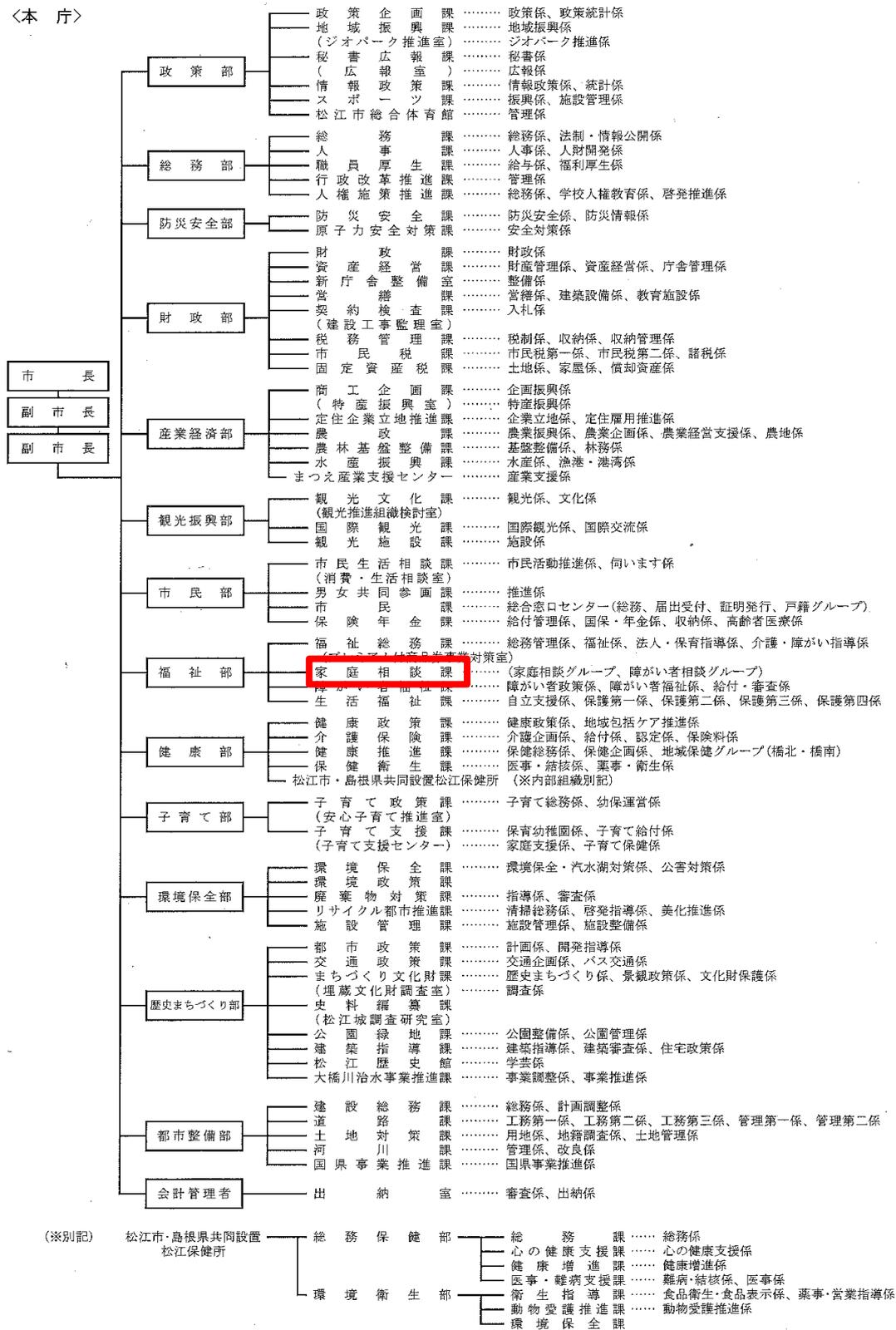
組織図は、次ページ参照

# 松江市行政組織機構図

[市長事務部局]

(平成31年4月1日現在)

<本庁>



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

新規要保護児童等の相談種別件数

相談種別		H30年度	H29年度	H28年度
		件数		
養護相談	a 虐待	58	55	79
	b その他の養護相談	10	11	17
保健相談	c 保健相談	1	1	8
障害相談	d 肢体不自由相談	0	0	0
	e 視聴覚相談	0	0	0
	f 言語発達障害等相談	0	0	4
	g 重症心身障害相談	0	0	0
	h 知的障害相談	0	0	2
	i 発達障害等相談	0	1	1
非行相談	j ぐ犯行為等相談	0	2	2
	k 触法行為等相談	0	0	1
育成相談	l 性格行動相談	3	2	4
	m 不登校相談	0	1	3
	n 適正相談	0	0	0
	o 育児・しつけ相談	27	14	28
その他	p その他の相談	24	26	21
合計		123	113	170

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・家庭相談課において、「子ども家庭総合支援拠点」「要保護児童対策協議会」を兼ね備える部署として、児童虐待対応、要保護児童対応、相談対応を行っている。

- ・ これまでは調整機関としてのウエイトが大きかったが、平成 28 年児童福祉法改正により、在宅支援は市町村が中心に担うこととなったこともあり、相談や面接、保護者指導など、直接的な関わりが多くなっている。
- ・ 要保護児童対策協議会を活用し、調査や情報共有、役割分担を行い、児童と保護者への虐待対応と支援を行っている。
- ・ 関係機関との連携については、要保護児童対策協議会での代表者会議、実務者会議、個別事例検討会議、庁内連絡会議等の各種会議や、日々の業務のなかで連携を図っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6~7 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検診未受診者の調査協力。</li> <li>・ 虐待や不適切な養育を発見した場合は、家庭相談課が連絡を受け付け、調査により児童の安全を確保するとともに「要保護児童」として登録し、関係機関と連携して一体的に支援を行う。</li> <li>・ 母子保健部署から、出産後の養育について、出産前から保健福祉医療で連携して支援が特に必要と認められる妊婦について連絡を受けた場合は、「特定妊婦」として登録し、連携して支援を行っている。</li> <li>・ 年度初めには、家庭相談課地区担当と地区担当保健師で要保護児童の確認を行っている。</li> <li>・ 要保護児童対策協議会を活用した連携（庁内連絡会議、実務者会議、個別事例検討会議、要保護児童対策連絡会）を行っている。</li> <li>・ 保健師連絡会に出向いて、家庭相談課の業務と関係機関との連携など、協議・確認を行った年度もある。</li> <li>・ 子育て支援センター・健康推進課の地区担当保健師とは常時情報共有を行うとともに、同伴訪問による個別ケース対応も行っている。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設前の取組を引き続き実施している。</li> </ul>

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めの打ち合わせ、要保護児童対策協議会の各種会議（代表者会議・実務者会議・個別事例検討会議等）の活用、実務者会議後の児童相談所と市での振り返り、平素のケース対応や協議、年度末には申し合わせ事項の確認などを実施している。</li> <li>・虐待案件については、児童相談所と松江市で申し合わせを行い、重症度により管理区分を定めて役割分担を行っている。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設前の取組を引き続き実施している。</li> <li>・平成28年度の児童福祉法改正により、児童相談所からの事案送致や指導委託も行われることとなり、在宅支援は市町村が中心となって担うことが明記されたが、相互理解や連携の仕方、役割分担にはまだまだ課題がある。</li> </ul>

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議、実務者会議、個別事例検討会議、庁内連絡会議などの各種会議において、連携の強化を確認するとともに、子どもと家庭支援の役割分担等を行っている。</li> <li>・保育所長会、小中学校校長会等での説明。</li> <li>・児童虐待防止セミナーの実施。（参加者：保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・保健師）</li> <li>・児童虐待防止月間の取り組み。（啓発ポスター・リーフレット配布、街頭活動、関係窓口へのオレンジリボン配布・着用、庁舎正面玄関にてパネル展示）</li> <li>・出前講座の実施。（幼稚園・公民館・民生委員研修等）</li> <li>・啓発チラシ配布（幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校）</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設時の取組を引き続き実施している。</li> </ul>

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：4名（内非常勤2名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：2名（内非常勤0名） その他事務職員等：1名（内非常勤0名）	⇒	子ども家庭支援員：4名（内非常勤2名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：3名（内非常勤0名） その他事務職員等：2名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

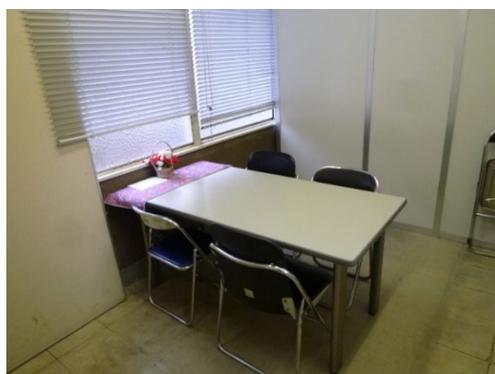
<事務室>



<相談室1>



<相談室2>



4. 拠点設置の効果及びメリット

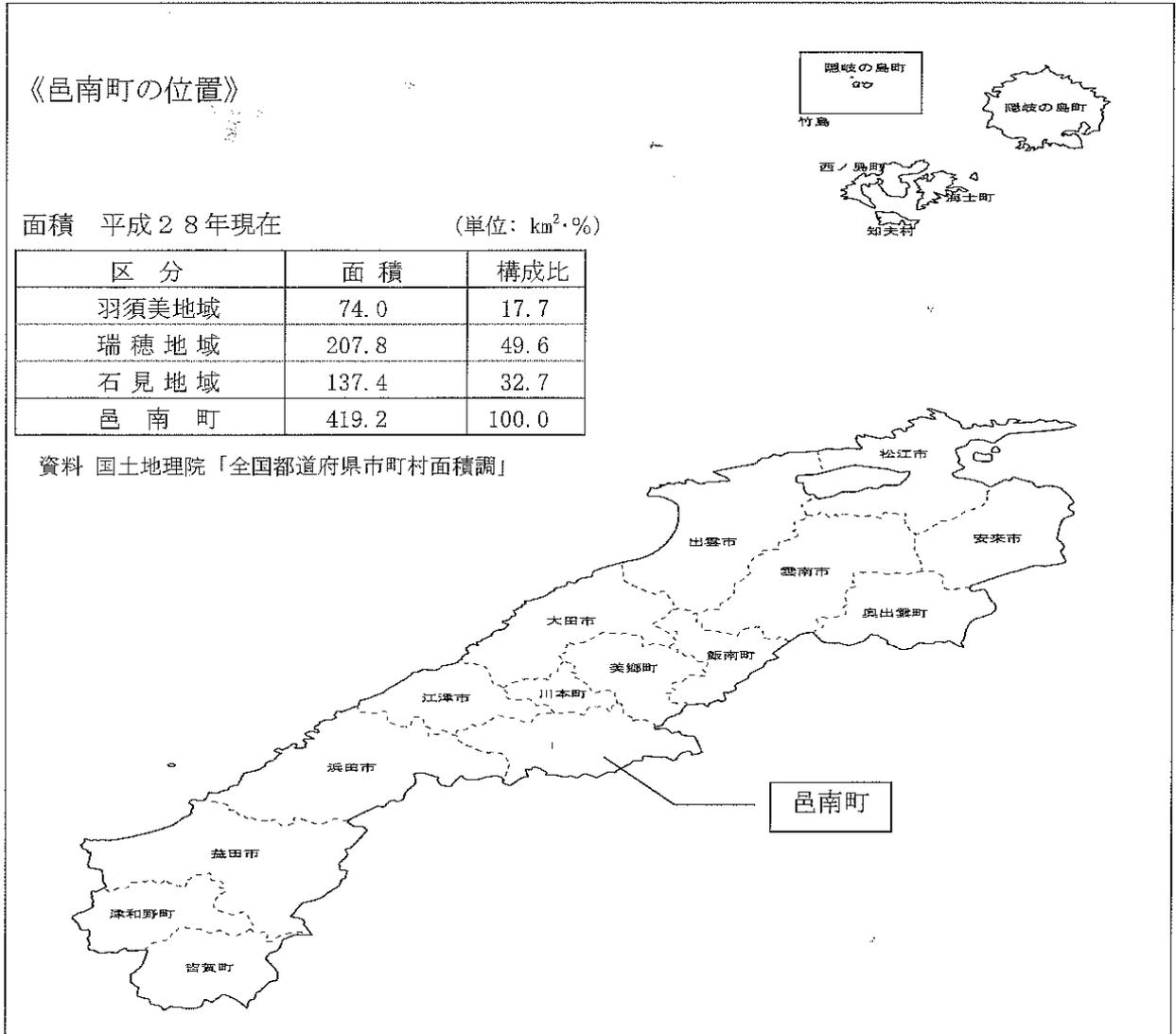
支援拠点としての機能を発揮するため、家庭相談課の体制強化を行った。国・県等の各種研修会への参加や、課内での研修なども行いながら、職員の専門性を高めて業務にあたっている。

設置前は要保護児童対策協議会の調整機関としてのウエイトが大きかったが、相談や面接、保護者指導など、直接的な関わりを多く持つようになり、児童相談所や母子保健担当とは違う目線で、直接的な支援や指導を行えるようになった。

# 邑南町

## 1. 自治体の概要

### ① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：419.2 km<sup>2</sup>

③人口：10,629人（令和元年8月末現在）

④児童数：1,417人（令和元年8月末現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

議会事務局		議定会例会・臨時会運営/各委員会運営
会計課		出納/決算/指定金融機関/物品
総務課 ○危機管理室 ○情報推進室		文書/条例/表彰/交通安全/防犯/入事/給与/情報公開/個人情報保護/社会保険/職員任免/庁議/栄典/行財政改革/広報広聴/無線放送/寄附行為/不当要求/訴訟/危機管理/防災/国民保護/消防/地域防災計画/水防計画/感染症大流行対策/原子力安全対策/災害相互応援協定/高度情報化推進/ケーブルテレビ
官財課		公有財産管理/入札/地籍調査
財務課		予算/地方債/決算統計/財政計画/町民税（個人・法人）/固定資産税/国保税/軽自動車税/たばこ税/入湯税
地域みらい課 ○交通対策室 ○まち・ひと・しごと創生戦略推進室 ○羽須美振興推進室		定住対策/広域行政/地域振興/交通確保対策/研修制度/土地開発公社/開発公社/自治会等/矢上高等学校振興/NPO法人/出身者会/日本一の子育て村構想推進/羽須美地域振興/総合計画/企画会議及び事業調整/統計/行政評価
商工観光課 （しごとづくりセンター）		商工振興/観光振興/労働行政/職業相談/特産品開発/企業支援・誘致/都市交流/しごとづくりセンター/ふるさと寄附
町民課		戸籍/住民登録/印鑑登録/年金/選挙/パスポート発給/消費者行政/人権/国民健康保険/老人保健/診療所/後期高齢者医療/斎場/墓地/男女共同参画社会/環境衛生・保安/公署/水質汚濁/狂犬病
福祉課 ○子どもまるごと相談室（支援拠点） ○地域包括支援センター ○福祉事務所		地域福祉/障がい者福祉/日赤/介護保険/介護予防/高齢者福祉/保険予防/保健指導/法人支援/児童福祉/生活保護/民生児童委員
保健課（※瑞穂支所内）		国民健康保険/高齢者保健事業/予防接種/保健事務/保健予防/保健指導/病院組合/医療行政/介護予防
水道課		下水道/生活排水/上水道/飲料水供給
農林振興課 ○農業委員会 ○食と農産業戦略室		農業振興/担い手育成/米政策/新規就農者対策/畜産連携/環境農業/鳥獣被害対策/農地法/農地の利用調整/耕作放棄地対策/畜産振興/地産地消推進/林業振興/造林事業/保安林/バイオマス利用/6次産業化/農林商工等連携サポートセンター
建設課		町道/除雪/河川/災害/公営住宅/農道/林道/治山/土地改良（徴収含む）
教育委員会 （※健康センター元気館内）	学校教育課	教育委員会/規則/学校業務/学校安全/施設管理/学校給食/特別支援/スクールバス/語学普及/就学援助/奨学会
	生涯学習課 ○東京パラリンピック合宿招致推進室	公民館/社会教育/人権・同和教育/社会体育/図書館/ハンザケ自然館/文化振興/文化財/地域づくり推進/夢づくりプラン/出前講座/食育の推進
瑞穂支所	窓口業務部	支所管理/町民税/固定資産税/国保税/戸籍/住民登録/国民年金/国民健康保険/介護保険/高齢者福祉
	事業部	上水道/生活排水/町道/農道/林道/農政/畜産/林政/商工観光/公営住宅
羽須美支所	窓口業務部	支所管理/町民税/固定資産税/国保税/戸籍/住民登録/国民年金/国民健康保険/介護保険/高齢者福祉
	事業部	上水道/生活排水/町道/農道/林道/農政/畜産/林政/商工観光/公営住宅
阿須那診療所		診療所
矢上診療所		診療所

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

- ・相談件数の数字把握を行っていません。

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての4業務(①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携)遂行上の特徴

・ 邑南町では「子どもまるごと相談室」として「子ども家庭総合支援拠点」機能と「子育て世代包括支援センター」機能を備えており、「要保護児童対策地域協議会」と連携をとっている。

また、サテライトとして、各支所にも相談窓口を置いている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議で連携をとっていた。	⇒	・ 「子どもまるごと相談室」として「子ども家庭総合支援拠点」機能と「子育て世代包括支援センター」機能を備えており、母子手帳発行時や健診などで養育や家庭状況等について、要対協管理ケースまでにあがらない支援のケースについても、早期に情報共有するようになった。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議において、役割分担や情報・支援方針の共有を図っている。また、日頃から技術的助言も行ってもらっている。	⇒	・ 開設時の取組みを継続している。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・ 代表者会議・実務者会議・必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、各関係機関との情報・支援方針の共有や役割分担を行っていた。	⇒	・ 開設時の取組みを継続している。 ・ 関係機関への研修会を開催した。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：1名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：0名（内非常勤0名） その他事務職員等：2名（内非常勤0名）	⇒	同左のとおり

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



キッズスペース



看板

4. 拠点設置の効果及びメリット

・邑南町では「子どもまるごと相談室」として「子ども家庭総合支援拠点」機能と「子育て世代包括支援センター」機能を備えており、「要保護児童対策地域協議会」と連携をとることで、チームで対応することができる。

# 岡山県

---

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

#### （1）平成29年度の実施

##### ○市町村向けの研修会（「児童虐待防止における体制づくり推進会議」）の開催

- ・ 厚生労働省虐待防止対策推進室より市町村における支援拠点の整備と要保護児童対策調整機関における専門職の配置、新しい社会的養育ビジョンの概要等について、ご講義いただいた。

##### ○「子ども家庭総合支援拠点の整備に係るヒアリング調査」への協力

- ・ 日本大学准教授鈴木秀洋研究室によるヒアリング調査に協力した。

#### （2）平成30年度の実施

##### ○市町村向けの研修会（「児童虐待防止における体制づくり推進研修会」）の開催

- ・ 「子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るための課題と展望」と題して、日本大学准教授鈴木准教授よりご講義いただいた。

##### ○「備中県民局管内市町児童虐待防止担当者会議」を実施

- ・ 備中県民局管内の市町村に対して、支援拠点の設置促進に向けての説明会を実施した。

#### （3）令和元年度の実施

##### ○「子ども家庭総合支援拠点整備促進事業」の開始

- ・ 市町村等を対象としたヒアリングや研修会、財政的支援を行うことにより、支援拠点の設置促進及び機能強化を図った。

- ・ 「令和元年度岡山県子ども家庭総合支援拠点スタートアップ研修会」を開催

（5月実施分）日本大学准教授鈴木准教授に「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル」を用いてご講義いただいた。

（12月実施分）伊予市子ども総合センター長 土井和博（厚生労働省指定アドバイザー）に「子ども家庭総合支援拠点の運営について」と題してご講演いただいた。

- ・ 支援拠点の開設を目指す市町村に対して開設準備のための備品購入に要する費用を補助した。（500千円（上限）、補助率1/2）※令和元年度の補助対象自治体数：1

## 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ・ 厚生労働省指定アドバイザー等有識者による市町村向け研修会は、支援拠点の設置に向けた福祉や保健、教育部門等との具体的な連携方法や組織編制等について考える機会となり、大変有効であった。

## 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【（0）】

平成 30 年 4 月現在【（2）自治体：倉敷市、備前市】

平成 31 年 4 月現在【（4）自治体：倉敷市、津山市、総社市、備前市】

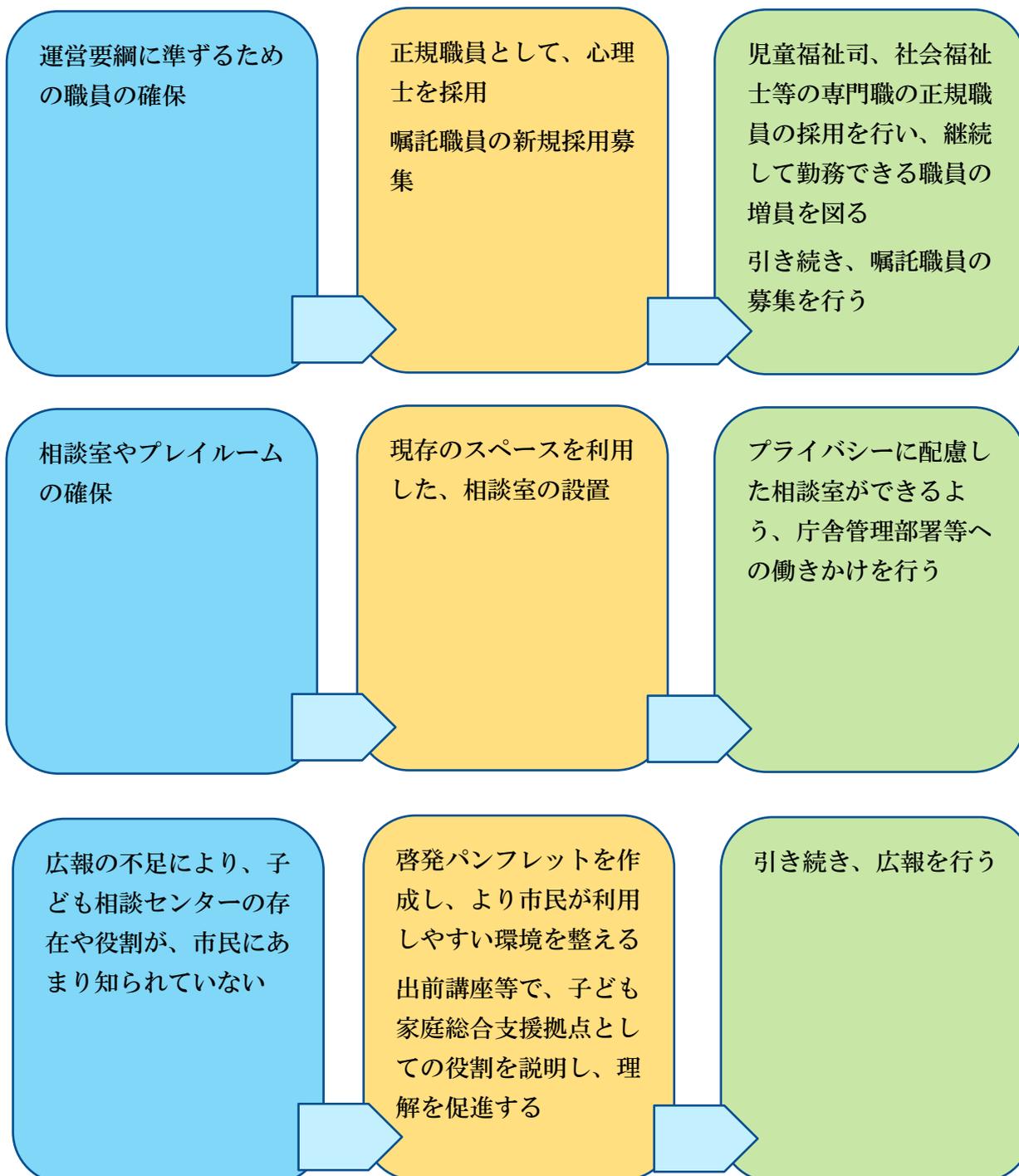
## 4. 県としてのコメント

- ・ 支援拠点の設置が法令上の義務付けがないため、市町村内で早期設置のコンセンサスを得づらい状況があるように思われる（必置でなければ後回しとなる。）。
- ・ 現状、通常的に支援レベルの低いケースを支援している市町村に、新たに最低配置要件を満たすよう職員を兼務で配置するだけでは、十分な児童虐待の相談支援ができないように思われる。
- ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の現行の最低配置人員は、人材確保の困難性等が考慮され、拠点設置のハードルを下げるものとなっているが、ケース管理にとどまることなく、市町村に求められているきめ細やかな支援を行っていくためには、さらなる体制整備が必要である。
- ・ 岡山県では、令和元年度より開始した「子ども家庭総合支援拠点整備促進事業」を軸に、引き続き、管内市町村に支援拠点の設置を力強くバックアップしていきたい。

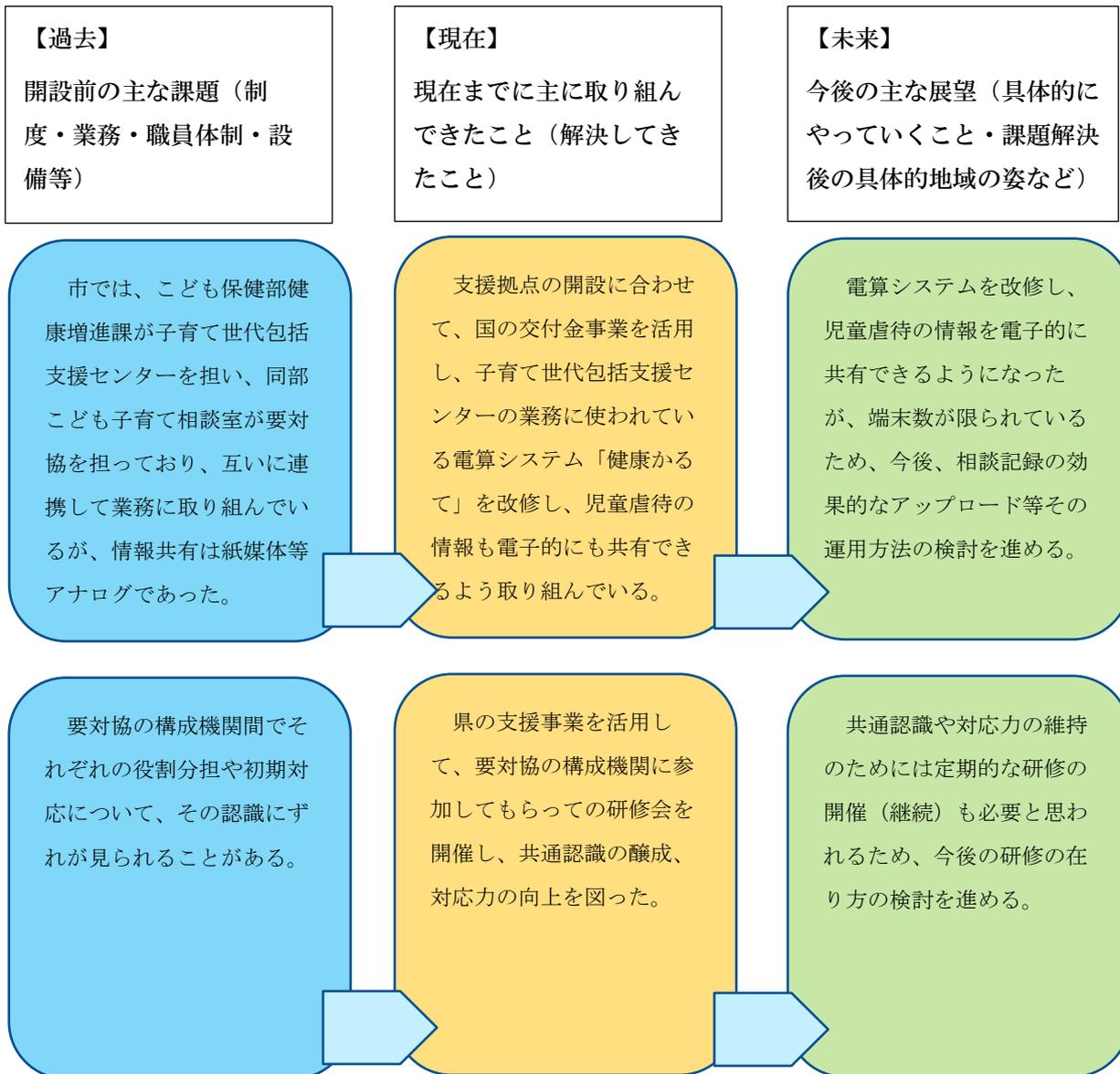
## 第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

### 1. 倉敷市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）



## 2. 津山市



### 3. 総社市

#### 【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

#### 【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

#### 【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

人員確保の面で、基準の3名のうち、嘱託職員が2名で1名虐待対応専門員となれる正規職員が1名いたが、兼務での対応が可能なのが課題。

こども課内に設置する子育て世代包括支援センターと一体的・効率的に対応する体制をとっているが、配置人員の3名のうち2名は嘱託だが、1名は正規職員で他の業務との兼務がかかっている状態である。

人事異動があったとしても常時継続して対応できる人材育成と体制づくりが必要。  
職員を対象とした研修等を実施することにより、虐待に関する知識・対応についてのスキルアップを図る必要がある。

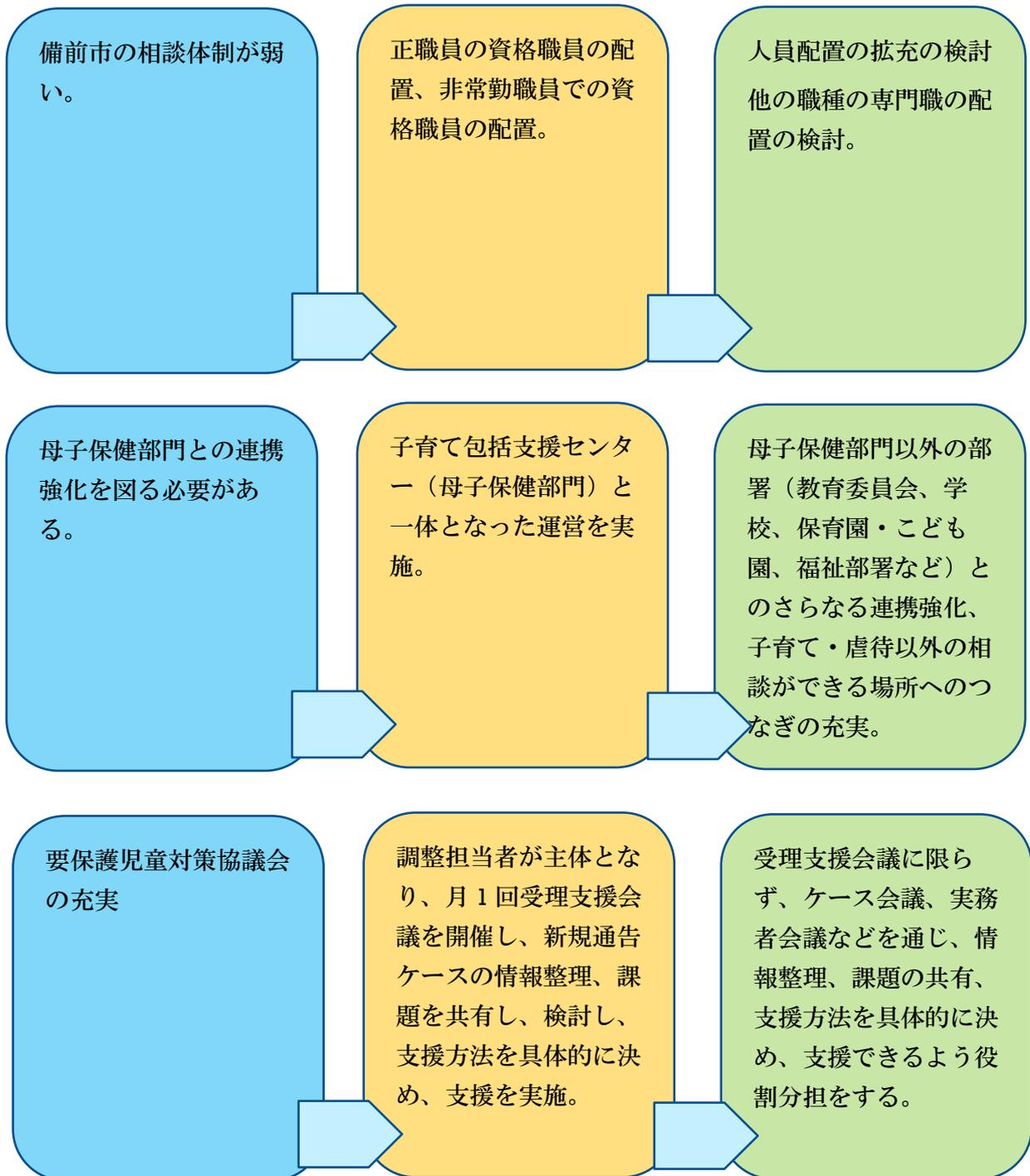
財政面で人員を新たに雇うことが難しい。

専門職の配置が必須であるため、人事異動については、職員の保有資格等の要件について、人事担当部署と調整する。

嘱託職員の人件費については、補助金を活用することにより、財政的な負担を軽減する。

#### 4. 備前市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）



### 第3：紹介自治体の詳細（倉敷市、津山市、総社市、備前市）

#### 倉敷市

#### 1. 自治体の概要

##### ①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：354.7km<sup>2</sup>

③人口：482,530人（平成30年9月現在）

④児童数：81,434人（平成30年9月現在）

⑤類型（小規模等）：大規模

#### 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

保健福祉局	主	保健福祉推進課		
		指導監査課		
倉敷社会福祉事務所 所長は社会福祉部長が兼務				
社会福祉部		福祉援護課	被災者生活支援室	
		生活福祉課		保護1係 保護2係 保護3係 保護4係
		障がい福祉課		総合療育相談センター
子ども未来部		子育て支援課	事業所指導室	
		子ども相談センター		倉敷家庭児童相談室
		保育・幼稚園課		管理係 運営支援係 認定係
			保育・幼稚園支援室	
				保育園(14)・分園(1)・認定こども園(5)

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年 647件（275件）

平成29年 499件（153件）

平成30年 441件（97件）

※（ ）内は児童虐待の件数

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 虐待相談という窓口だけでなく、それ以外のさまざまな相談（子育て相談・子どもからの相談専用ダイヤル等）を受ける中でリスクの高い家庭を早期発見している。
- ② アセスメントの視点を工夫することで、子どもの立場に立った支援に繋がっている。
- ③ 進行管理会議を2倍に増やし、現場の職員等より多く参加をしてもらっている。
- ④ 見守りの様式を記入しやすいように変更した。
- ⑤ 連携の必要性を理解してもらうために、関係機関等を対象とした研修等を重ねている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・出産後すでに問題が起きた後の対応が多かった。（介入がより難しく、改善に時間がかかる傾向にあった）	⇒	・本市は平成29年7月に保健所内に開設したが、妊娠期から保健所と連携し、特定妊婦の支援をすることにより、虐待の早期予防に繋がっている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担が曖昧で、児相に対して受動的だった。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回児童相談所長が受理会議に出席してもらい、助言・指導をいただく。</li> <li>・毎週、児童相談所の支援援助会議に参加し、情報共有する。</li> <li>・一時保護解除・家庭引き取り等、児相と連携し、支援をする。</li> </ul>

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の代表者会議を通じて情報の共有・連携を図る。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協のメンバーを見直し、新規の関係機関に参加してもらった。</li> <li>・要対協の、研修会や講演会等を通じて情報の共有化を図り、相互理解を深めることにより、より良い支援に繋ぐ。</li> </ul>

⑤ 人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：5名（内非常勤 名） 心理担当支援員：1名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：6名（内非常勤6名） その他事務職員等：2名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：5名（内非常勤 名） 心理担当支援員：2名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：7名（内非常勤6名） その他事務職員等：1名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]



#### 4. 拠点設置の効果及びメリット

・拠点を設置し、職員がすべての子どもの相談を受ける意識が高まったことにより、虐待だけを意識せずに相談を受け、介入もし易くなった。

より市民に身近な市が拠点を設置することは、虐待の早期発見・早期解決につながることを実感している。

## 津山市

### 1. 自治体の概要

#### ① 県内地図（県内の市等の位置）

下図参照ください

②面積： 506.33 k m<sup>2</sup>

③人口： 100,863 人（ H31 年 4 月現在）

④ 児童数： 16,333 人（ H31 年 4 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 B 型

## 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

下図のこども保健部こども子育て相談室が拠点の事務局

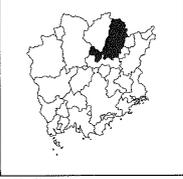
キャッチフレーズ 拠点都市津山の再興

 <b>津山市</b>	〒 708-8501	市町村コード 32038	法人番号 500002032038
	所在地 津山市山北520	TEL 0868-23-2111	FAX 0868-32-2152
ホームページ <a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/">https://www.city.tsuyama.lg.jp/</a>			

市の水	市の花	市の鳥	地域指定	一部事務組合等加入事業	公営企業
くすのき	さつき・さくら	-	山城、特産、過疎、豪雪、辺地、電源	養老ホーム、ごみ、し尿、消防、広域事務、消防補償、後期高齢者医療	【法適】上水、工水、下水（公共、特産、農業） 【非適】と畜場

<概要>

(1)位置図



(2)主要施設案内図



(3)面積

総面積	506.33
(H30.10.1)	
耕地面積	56.40
(H30.7.15)	
林野面積	342.57
(H27.2.1)	

(4)人口、世帯数(住基人口票内第3位)

区分	人口(人)	うち65歳以上人口(人)	世帯数(世帯)
H17.10.1(国調)	110,569	23,433 (21.1%)	40,171
H22.10.1(国調)	106,788	25,900 (24.2%)	39,876
H27.10.1(国調)	103,746	28,663 (27.7%)	40,303
H31.1.1(住基)	101,486	30,362 (29.9%)	45,134

(5)有権者数(H31.3.1)

男性	女性	合計
39,763	44,502	84,265

(6)就業人口比率(H27.10.1)

第一次産業	第二次産業	第三次産業
6.3	26.0	65.7

(7)沿革

S 4.2.11 吉田郡津山町、津山東町、西吉田村、二宮村、院住村、久米郡福岡村が合併(津山市)

S16.2.11 東吉田村、佐良山村を合併

S29.7.1 田色、一宮、高田、神庭、高倉、高野、河辺、大崎、広野、遠尾の各村を合併

S30.4.1 勝田郡勝北町の一部を合併

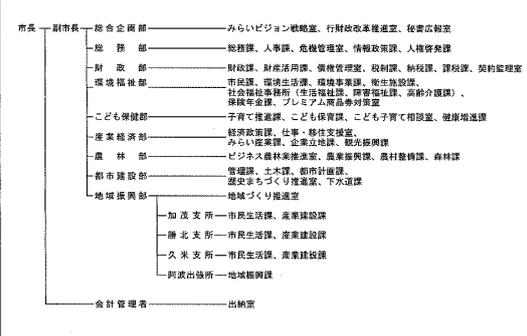
S30.6.1 勝田郡勝央町の一部を合併

H17.2.28 加茂町、阿波村、勝北町、久米町を合併

(8)執行機関、議会 (H31.5.14現在)

市長	たにぐち けいぞう 任期 H 34. 2. 26	任期	H35. 4. 30
副市長	谷口 圭三 当選回数 1 回	議長	岡安 謙典
副議長	山田 賢一 (欠員中)	副議長	竹内 靖人
議員数	(H30. 4. 1現在) 836人(うち一般政職632人)	定数	28人
		自立	1
		共	3
		社	2
		他	1
		無欠	21

<行政機構図>



<主要な施策・事業>

○農業ビジネスモデル構築事業	○確かな学力向上対策事業
○城下地区まちづくり整備事業	○子ども医療費公費負担事業
○立地適正化計画策定事業	○学校ICT環境整備事業
○つやま産業支援センター運営事業	○地域づくり応援事業
○地域材利用促進事業	○津山文化センター大規模改修事業

<ユニークな施策・事業>

○津山の歴史資源発信活用事業	○ロボット産業人財育成事業
○津山和牛ブランド化事業	○非常時備蓄物資確保等広域化事業
○鉄道の聖地津山”まちづくり”事業	○シニアプロモーション戦略事業
○JU(じゆう)トラトルサポート事業	○出会い・結婚サポート事業
○スポーツ大会・合宿誘致事業	○生涯現役促進地域連携事業

## 3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成31年 4月】

### (1) 特徴

#### ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	要保護（虐待）	要支援（ハイリスク）	非該当	児童相談
H28	87	91	18	81
H29	117	89	32	131
H30	80	99	33	224

#### イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

岡山県作成の「市町村子ども虐待対応ガイドライン」及び県主催の研修会などを活用して業務にあたっている。

「拠点として」特段の特徴はなし。

以前からの児童虐待（相談含む）対応（要対協）と変わりなく実施

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
市では、こども保健部健康増進課が子育て世代包括支援センターを担い、同部こども子育て相談室が要対協を担っていた。 互いに連携して業務に取り組んでいた。	⇒	H31.4月よりこども子育て相談室に支援拠点を開設し、要対協と合わせて担っている。 また、子育て世代包括支援センターの業務に使われている電算システム「健康かるて」を改修し、児童虐待の情報も電子的にも共有できるよう取り組んでいる。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
要対協として従来から連携している。良好なコミュニケーションが取れているかは、その年々の担当者間の主観の問題があるので不明。	⇒	要対協としての従来からの連携はあるが、「拠点」として特段の連携の取り決め等はしていない（協議・申し合わせはしていないが、実質要対協と一体であり、同様の連携となる）。 なお、県・児相の協力を得て、学校等関係機関の担当者を対象とした研修会を開催し、児童虐待への共通認識の醸成や対応力の向上を図ることを目指している。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
要対協の構成機関に参加してもらっての研修会を開催（予定）し、共通認識の醸成、対応力の向上を図る	⇒	今年度開設。左に同じ

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
H31. 4 子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：2名（内非常勤2名） その他事務職員等：2名（内非常勤0名）	⇒	R1. 10 子ども家庭支援員：2名（内非常勤1名） 心理担当支援員：0名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：2名（内非常勤2名） その他事務職員等：2名（内非常勤0名）  ※子ども家庭支援員の保健師（正職員）が産休（育休）に入り、替わりの嘱託員採用となっている。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



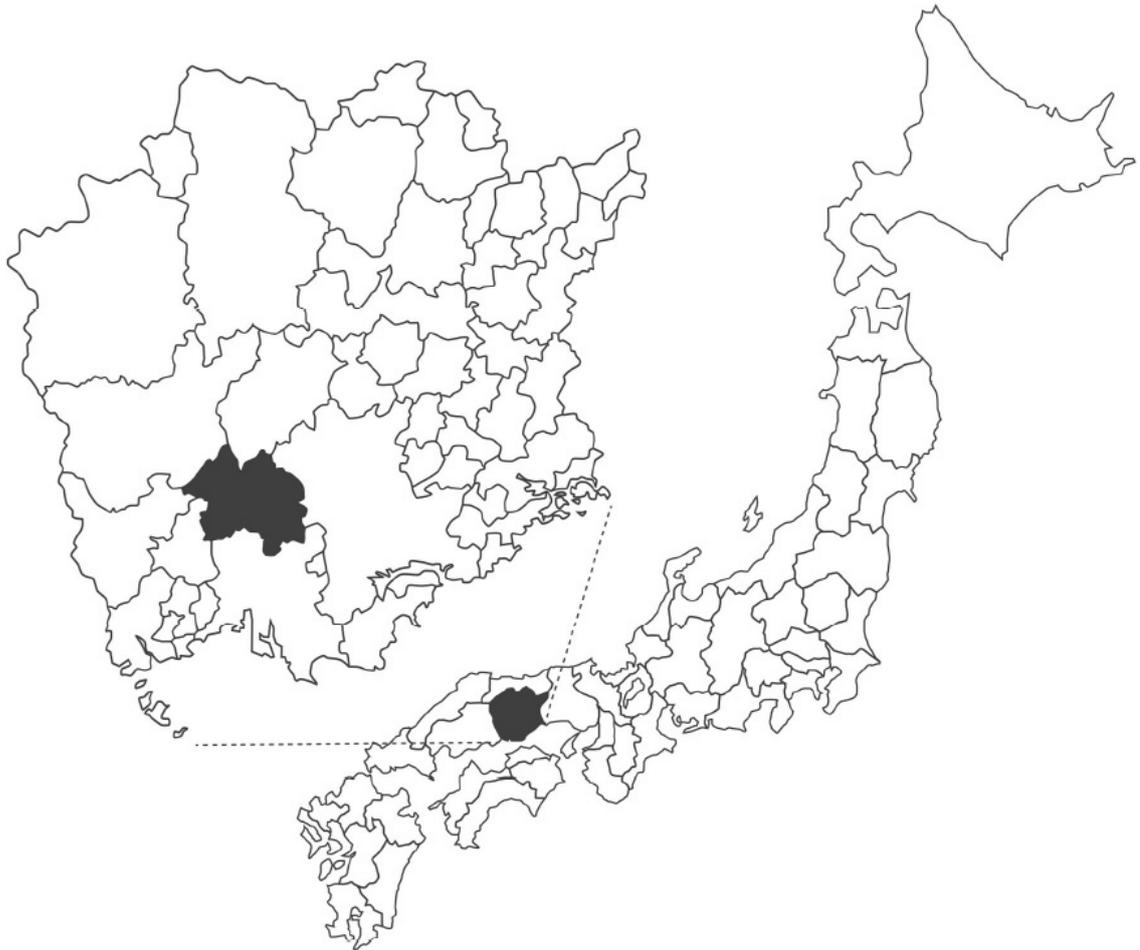
4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・「新しく」設置したことを広報することで、市民への新たな通告・相談のきっかけとなるのではないかと期待しているが、H31. 4月に設置して以降、前年比で相談件数は増えているものの、「拠点」を知ったからと相談等してきた事例は確認できてない。
- ・相談しやすいよう多くのアンテナ・機会を設ける必要・意義はあるだろうとは思いますが、市民にとってはむしろ情報過多になっていないか心配される。
- ・支援拠点と子育て世代包括支援センターとの連携強化のために電算システムの改修を実施するが、子ども子育て支援交付金を活用することで市の費用負担を抑えられることはメリットであった。

## 総社市

### 1. 自治体の概要

#### ① 県内地図（県内の市等の位置）



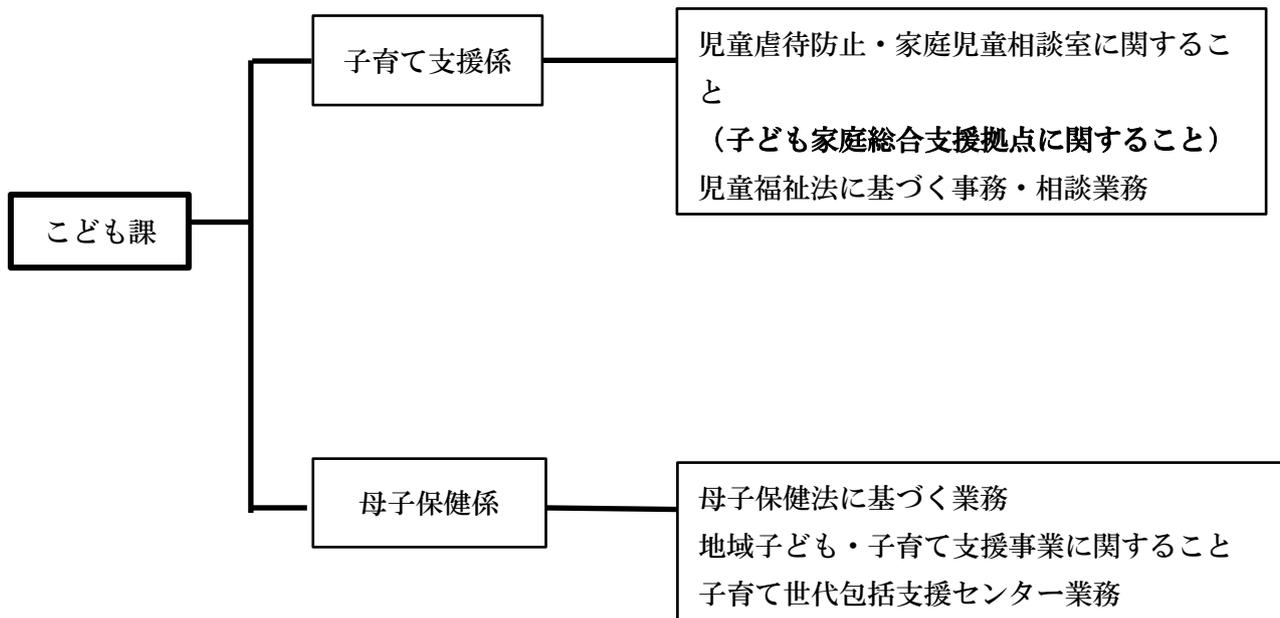
② 面積：211.9 km<sup>2</sup>

③ 人口：68,994人（平成31年4月現在）

④ 児童数：11,719人（平成31年4月現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模B型

## 2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



## 3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 31 年 4 月】

### (1) 特徴

#### ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度：91 件，平成 29 年度 111 件，平成 30 年度 73 件

#### イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・定期的に学校を訪問し，気になる児童等の情報収集をしている。
- ・同じフロアに保育・教育部門があるため，手続きに来庁した保護者に対し，声かけするなど相談しやすい関係性を構築している。
- ・個別ケース会議では関係機関を交えて積極的な情報交換・支援方針の検討を行っている。
- ・社会福祉協議会など必要に応じて適宜連携をとって支援している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
各々収集した情報について、連携をとりながら支援にあたっている。	⇒	各々収集した情報について、連携をとりながら支援にあたっている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
把握している情報について、連携をとりながら支援している。	⇒	訪問に同席するなど、連携をとっている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
関係機関との間で情報交換・共有を行っている。	⇒	関係機関との間で情報交換・共有を行っていくなかで、地域の代表者(民生委員等)にも参画していただくことした。

④人員配置 [マニュアルP.4、25~27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名(内非常勤1名) 心理担当支援員：0名(内非常勤 名) 虐待対応専門員：2名(内非常勤1名) その他事務職員等：0名(内非常勤 名)	⇒	子ども家庭支援員：2名(内非常勤1名) 心理担当支援員：0名(内非常勤 名) 虐待対応専門員：2名(内非常勤1名) その他事務職員等：0名(内非常勤 名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット  
役割が明確化された。

**備前市**

1. 自治体の概要

① 県内地図 (県内の市等の位置)



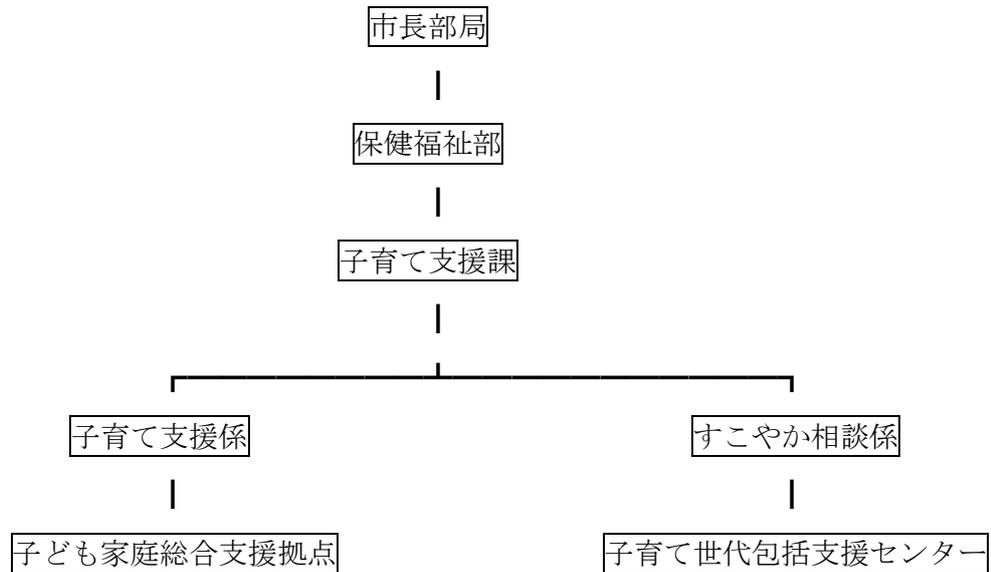
②面積：258.14平方メートル

③人口：34,486人 (平成31年3月31日現在)

④児童数：4,059人 (平成31年3月31日現在)

⑤類型 (小規模等)：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	相談件数	（うち虐待）
H30	77	11
H29	176	28
H28	119	26

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 市の通報窓口として実情の把握を行っている。
- ② 市の相談窓口として相談業務を行っている。
- ③ ①②の内容を踏まえ、要保護児童対策地域協議会による会合等で対応を検討し、各関係課へのつなぎを実施している。
- ④ 要保護児童対策地域協議会に限らず、児童相談所や県民局などとも連携し、情報共有を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
保健課で母子部門全般を対応。 必要に応じて子育て支援課と情報交換を行っている。	⇒	子育て世代包括支援センターを子育て支援課内に設置。拠点と一体的に支援を実施している。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
調整担当者により、必要に応じて連絡、連携をしている。	⇒	調整担当者が主体となって、緊密に連絡、連携をしている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
調整担当者により、必要に応じて協議会を開催している。	⇒	調整担当者が主体となり、月1回協議会を開催し、新規通告ケースの情報整理、課題の共有、検討し支援方法を具体的に決め、支援できるよう役割分担をする。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名(内非常勤0名) 心理担当支援員：0名(内非常勤 名) 虐待対応専門員：0名(内非常勤 名) その他事務職員等：5名(内非常勤1名)	⇒	子ども家庭支援員：3名(内非常勤1名) 心理担当支援員： 名(内非常勤 名) 虐待対応専門員： 名(内非常勤 名) その他事務職員等：5名(内非常勤1名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]

相談室・交流スペース	事務室
	

4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点と子育て世代包括支援センターが一体的に設置され、相互の連絡調整がしやすい。

妊娠期からのハイリスク・特定妊婦の情報共有ができることで、産後の支援のつながりがスムーズになる。

子育てに関する相談を、その場で終わるのではなく、ワンストップで受け、対応できる。

関係者との協議の中で予防的な役割、関係者へのつながり、必要なネットワークを作ること、拠点の役割や存在を理解してもらうことができた。

# 広島県

---

## 第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

### 1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

#### 【平成30年度 研修会】

実施日・会場：平成31年3月4日 広島県西部こども家庭センター（広島市）

参加者：県内22市町（広島市を含む）職員

こども家庭センター（児童相談所）職員 等

内 容：講演 演題 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進に向けて

講師 日本大学危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋 氏

#### 【令和元年度 研修会】

実施日・場所：①令和元年8月6日 広島県福山庁舎（福山市）

②令和元年8月7日 広島県庁（広島市）

参加者：県内市町21市町（①7市町，②14市町（広島市を含む））職員

※児童福祉主管課長等の管理的立場にある職員と，子ども家庭相談支援の実務を担う職員の間が参加

こども家庭センター（児童相談所）職員 等

内 容：講義 講師 日本大学危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋 氏

行政説明

広島県健康福祉局こども家庭課（子ども家庭総合支援拠点担当課）

広島県健康福祉局子育て・少子化対策課（子育て世代包括支援センター担当課）

演習 各市町から子ども家庭総合支援拠点設置に向けた取組の発表

### 2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

令和元年度の研修会は，多くの市町職員が参加できるよう県の東部（福山市）と西部（広島市）の2か所で開催するとともに，施策の実行性を高めるため，支援拠点の必要性について組織の幹部が理解するよう相談員等の実務者だけでなく，管理職的立場にある職員にも参加してもらった。

また，演習形式により，市町職員が主体的に自らの市町の取組みを整理し，発表することにより，他市町の状況を知るとともに，自身の市町の状況の振り返りにもなり，子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて，より实际的に考える機会となった。

### 3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【0 自治体】

平成 30 年 4 月現在【1 自治体：東広島市】

平成 31 年 4 月現在【1 自治体：東広島市】

### 4. 県としてのコメント

県としては、研修開催等により支援拠点の設置促進を図るとともに、設置後の機能強化も見据えて、次のような取り組みを行っている。

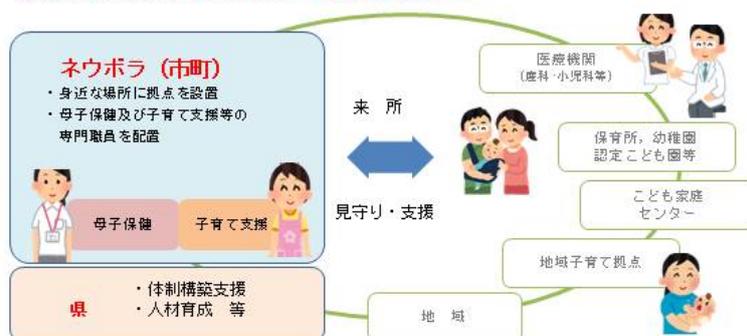
#### ①支援拠点とひろしま版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）との一体的運営

県では、子育て世代包括支援センターを拡充した「ひろしま版ネウボラ」を推進しており（図 1）、「ひろしま版ネウボラ」と支援拠点とを一体的な運営を図るよう、各市町に働きかけている（図 2）。

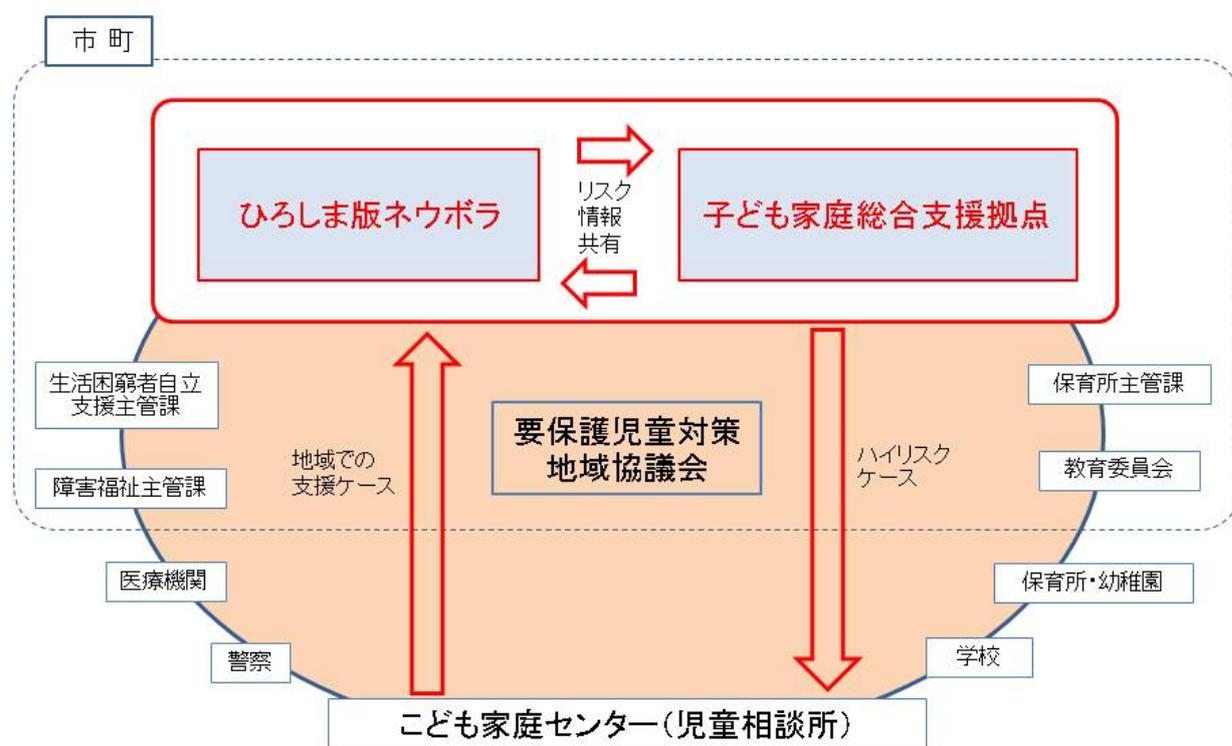
（図 1）「ひろしま版ネウボラ」について

理念	担当相談員による、すべての子育て家庭との傾聴・対話を基本とした丁寧な面談により、信頼関係を構築しながら、不安や課題を利用者とともに早期に解決するなど予防的な支援を行い、子育て家庭の安心感を醸成すること
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子育て家庭との頻繁な双方向のコンタクトにより、信頼関係が構築され、<b>子育ての安心感を醸成</b></li> <li>子育て家庭が抱える<b>課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援</b>に結び付ける</li> </ul>
目指す取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 全ての子育て家庭との確実な接点をネウボラの中に組み込み、<b>必ず全員にコンタクト</b></li> <li>II 子育て家庭の<b>リスク情報を確実にネウボラに集約</b>し対応（必要に応じ専門機関へつなぐ）</li> <li>III 子育て家庭の<b>自発的な来所を促進</b>する仕掛けの検討・実施</li> </ul>

#### ネウボラを核とした 関係機関との連携によるポピュレーションアプローチ



(図2) 子ども家庭総合支援拠点とひろしま版ネウボラ



## ②未然防止の取組

ひろしま版ネウボラを取組に加え、令和元年度から、モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を収集、分析することで、子供の育ちにつながるリスク（虐待・育児放棄、不登校、問題行動、社会的孤立など）を早期に把握し、適切な予防的支援を届ける仕組みを構築する取組を始めている。

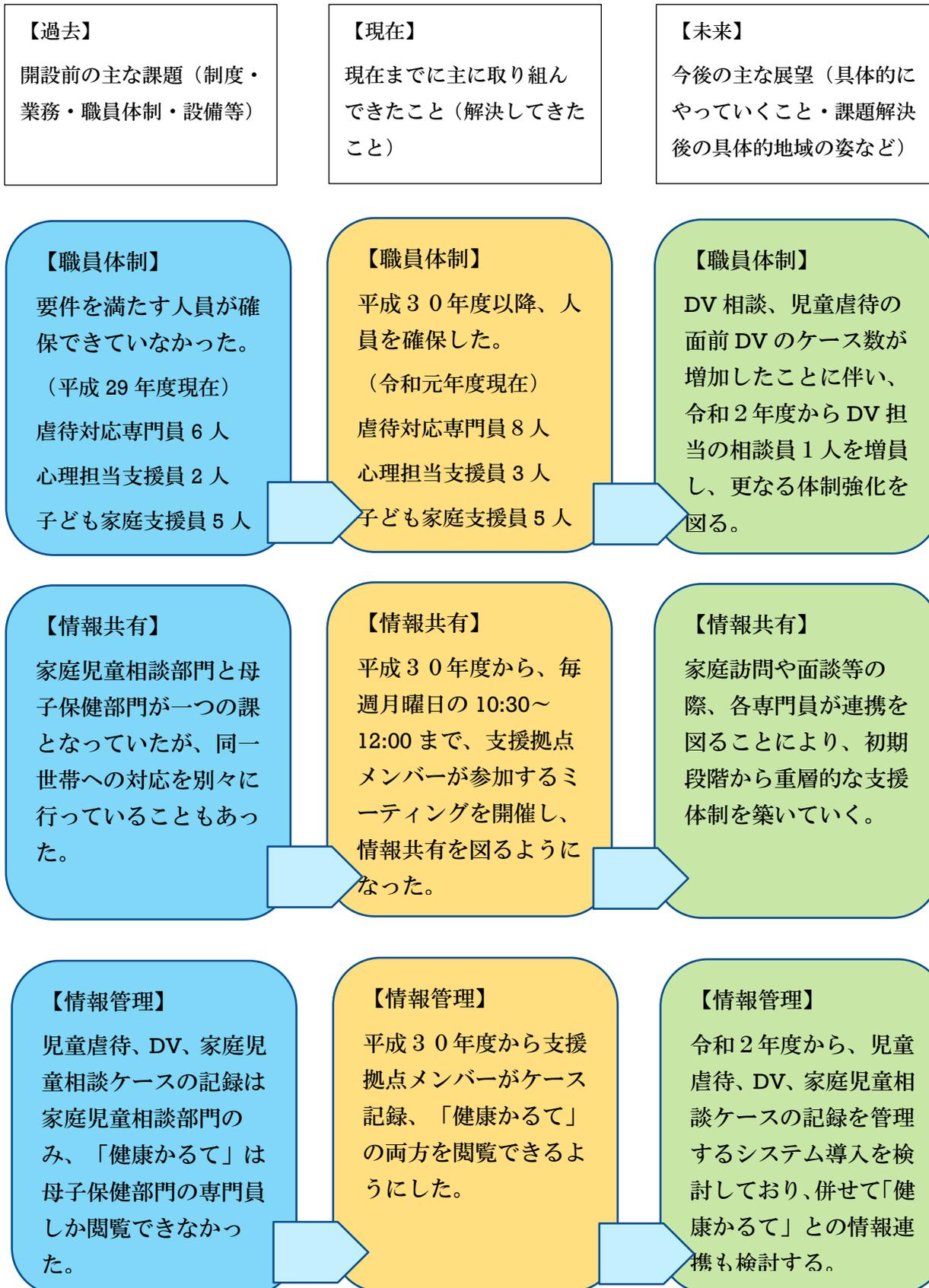
## ③人材の確保・育成

多くの市町では、対人援助業務を担う専門職が質・量ともに不足しているため、県において、市町やこども家庭センターの専門職の人材育成・確保のあり方について、検討し、仕組みづくりを行うとともに、こども家庭センター（児童相談所）による積極的な助言、市町へのこども家庭センターOBの配置や人事交流、要保護児童対策地域協議会関係者への研修等を実施し、市町の機能強化の支援を行うこととしている。

また、現在、市町における家庭への相談援助は主に家庭相談員が担っており、経験豊富で、スキル、熱意の高い職員が多いため、引き続き、家庭相談員の強化も図っていく。

## 第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

### 1. 東広島市



### 第3：紹介自治体の詳細（東広島市）

## 東広島市

#### 1. 自治体の概要

##### ① 県内地図（県内の市等の位置）

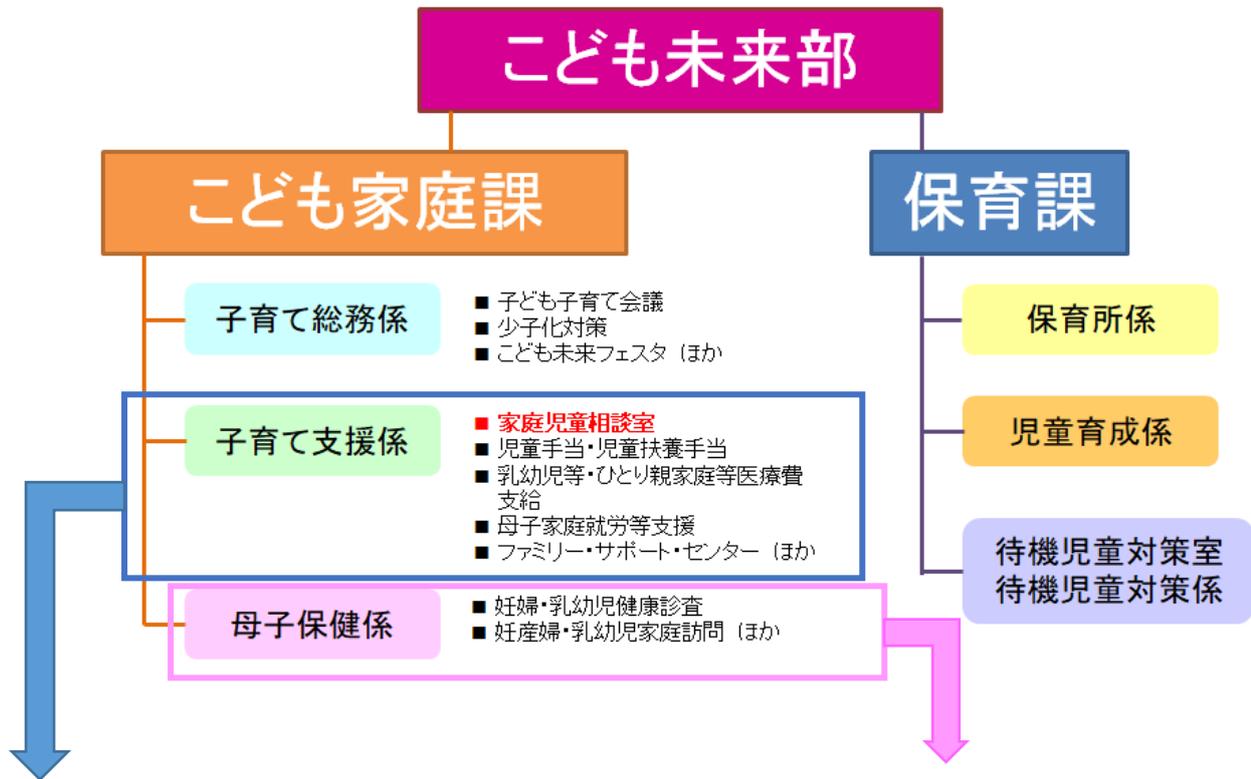


③人口：188,015人（令和元年8月末現在 住民基本台帳から）

④児童数：32,684人（令和元年8月末現在 17歳以下人口 住民基本台帳から）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



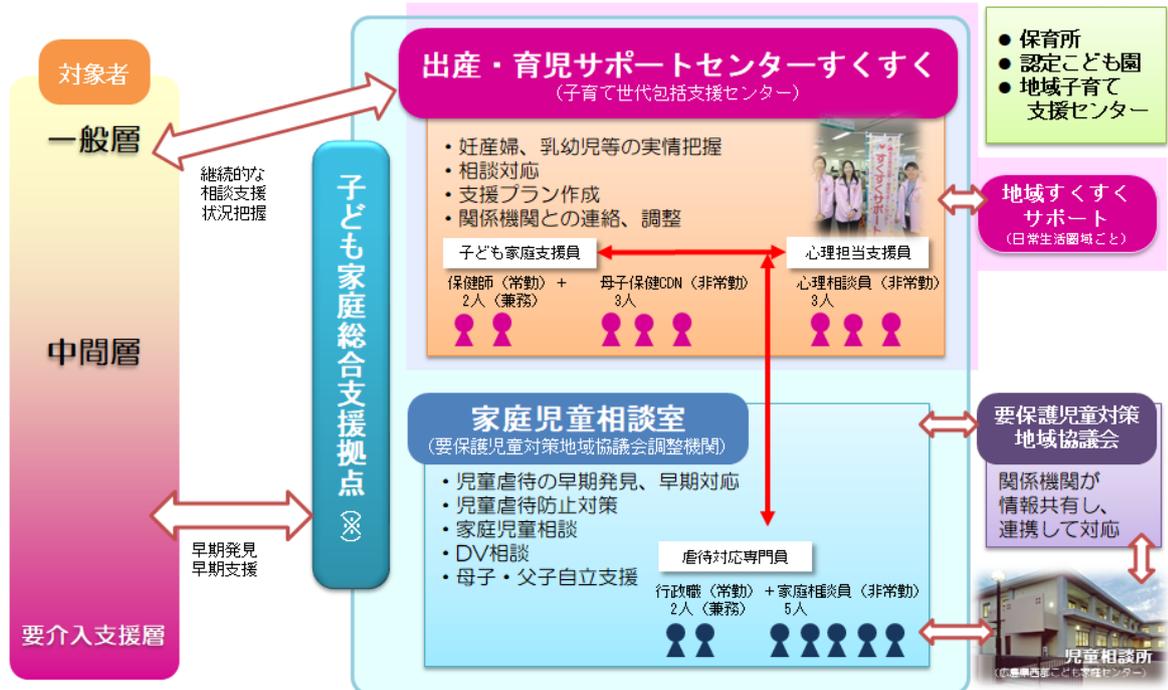
下図の「家庭児童相談室」を所掌

下図の「出産・育児サポートセンターすくすく」を所掌

東広島市 未来にはばたく国際学術研究都市

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点

オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。



※東広島市は「中規模型」に該当＝最低配置人数は、子ども家庭支援員：常時3人、心理担当支援員：常時1人、虐待対応専門員：常時2人